

目 次

令和5年9月27日（水曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	37
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	37
（総務建設常任委員会）	37
（教育民生常任委員会）	39
委員長報告に対する質疑	41
（総務建設常任委員会）	41
（教育民生常任委員会）	41
一般質問	41
4番（森 英樹君）	41
7番（大野一行君）	51
休憩（午前10時59分）	62
再開（午前11時10分）	62
8番（鈴木美香君）	63
3番（宮原隆昌君）	74
11番（福本達雄君）	78
休憩（午後 0時04分）	81
再開（午後 1時10分）	81
1番（岡本真澄君）	82
6番（井藤茂信君）	89
2番（石井 亨君）	92
休憩（午後2時18分）	102
再開（午後2時30分）	103
5番（小川 務君）	103
9番（福本耕太君）	111
討論、採決	122
（議案第1号～議案第2号、議案第4号～議案第11号）	
議員の派遣	127
閉会中の継続調査申出	127
閉会（午後3時35分）	128

令和5年9月27日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案についての各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

当委員会に付託されました一般会計補正予算および条例関係等の議案について、9月21日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、総務課の議案第 1 号の所管部分について、自治振興助成事業 129 万 4 千円は、台風 6 号の影響により修繕が必要となった見目自治会の集会所の修繕費に対し、その費用の 3 分の 1 を自治会に助成するものです。

次に、消防団運営事業の備品購入費 14 万 8 千円については、不備が判明した消防団柳班屯所の招集サイレンの取り替えのため、新たにサイレンを購入する費用との説明がありました。

次に、議案第 5 号の土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類に変更となったことに伴い、防疫等の作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例の項目を削除するため、本条例の一部を改正するものとの説明がありました。

次に、議案第 11 号の土庄町土地開発公社の解散については、当公社の設立の目的は終えたものと判断し、当公社を解散するため、公社理事会において解散の同意を経て、議会の議決を求めるものとの説明がありました。

次に、企画財政課より議案第 1 号の所管部分について、地域公共交通活性化・再生総合事業は、燃料価格高騰の影響を受けている公共交通事業者を支援するための支援金として、845 万円を増額補正するものです。豊島交流センター維持管理費は、テレビの買い替え経費として、6 万 1 千円を増額補正するものです。

歳入では、コロナ臨交金 318 万 5 千円につきましては、対象事業経費への充当および財源更正を行い、また、特定財源を除いた一般財源所要額 1414 万 1 千円を前年度繰越金で調整しているとの説明がありました。

次に、議案第 4 号 第 7 次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画の策定については、計画期間として、基本構想を 10 年、基本計画については、前期・後期各 5 年を設定し、「人と自然が輝く みんなで創るアイランドタウン とのしょう」をまちの将来像に掲げ、行政と関係機関、各種団体、地域住民が協働してまちの将来を考え、一丸となってまちづくりを進めていくため、新たに計画を策定するものとの説明がありました。

次に、税務課より議案第 1 号の所管部分について、令和 6 年度から新たに課税される森林環境税に対応するためのシステム改修費 291 万 5 千円を増額補正するとの説明がありました。

森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、税額は一人あたり年額 1000 円、徴収方法は、個人町県民税の均等割と併せて、徴収することとなっています。

改修内容は、税率区分や各通知書・証明書等に森林環境税の項目を追加するほか、これに伴うシステム検証、他システムとのデータ連携などを行うとのこと。

会計課から議案第 6 号 土庄町入札契約監視委員会設置条例の一部を改正する条例について説明がありました。

土庄町入札契約監視委員会から入札制度等に対し、意見の具申や勧告ができるようにするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、建設課より議案第 1 号の所管部分について、道路橋りょう費は、町道の側溝堆積物除去および倒木処理に伴う施設修繕費 88 万円、照明灯 LED 化事業費補助金 300 万円を減額するものです。

河川費は 52 万 8 千円は河川の護岸等を修繕するもの、港湾費 176 万円は江島港の護岸を修繕するものです。

議案第 9 号は、赤崎 C 地区急傾斜地崩壊対策工事（第 3 工区）の工事請負契約を締結するものとの説明がありました。

次に、農林水産課より議案第 1 号所管部分について、畜産業費飼料価格高騰対策補助金 300 万円は、昨年から輸入飼料作物が高騰し、依然として高止まりの状態が続いていることから、コロナ臨交金を活用し、畜産農家に対し飼料価格の購入費の一部を補助しようとするものです。

農地費 農地一般事業 96 万 9 千円は、11 月に島根県で開催される中四国中山間地域総合整備事業推進協議会への参加旅費および参加負担金。また単県土地改良事業嵩上補助金は、事業計画の変更により事業費不足となったため増額するものです。

林業振興費 森林病虫害等防除事業 17 万 9 千円は、銚子溪から寒霞溪へかけての県道沿いの町有林の枯れ松について、倒木の危険を回避するため伐採する経費です。

漁港建設費 単県漁港改良事業 103 万円は、資材価格の上昇に伴い、工事費が不足するため増額を行うものです。

町単漁港改良事業 44 万 9 千円は、見目漁港改良工事において、当初の想定より施工範囲が拡大し、工事費が増額したことによるものとの説明がありました。

次に、商工観光課より議案第 1 号所管部分について、地域雇用活性化推進事業では、地域おこし協力隊の活動に係る予算の組み替え、物価高騰等対策支援事業では事業完了に伴う精算による減額など、合わせて 110 万 5 千円を減額するものです。

観光事務費では、観光関連事業の再開に伴う県外旅費や観光客の増加に対応するためのパンフレットの増刷等に係る経費の増額、観光団体・イベント助成事業では地域一体となった観光地・観光産業の再生・観光サービスの高付加価値化事業の採択に伴い実施する実証事業に係る経費の増額、地域資源活性化事業では持続可能な観光推進事業の取り組みとして実施する GSTC（ジーエスティーシー）研修開催に伴う経費の増額するものと説明がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会への付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

教育民生常任委員会、当委員会に付託されました各会計補正予算および条例関係等の議案について、9 月 21 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より議案第 1 号の所管部分について、私立・町外保育

所運営事業 12 万円は、町内私立保育施設に対し、使用済み紙おむつ処理費用の一部を補助するものです。

こどもさくら公園維持管理費 8 万 4 千円は、老朽したさくらの支柱設置、剪定に係る費用と説明がありました。

大鐸こども園建設事業 536 万 5 千円は、施工方法の見直し、ランニングコストの削減を理由に、現在の園舎一部を解体・更新する計画から全面建て替えへ計画変更したことに伴うもので、法に基づく建築確認申請等と実施設計委託料を追加するものです。

また、小学校運営事業 8 万 8 千円は、外国から転入予定の小学生に対し、専属の日本語講師を新たに派遣する費用と説明がありました。

最後に、議案第 7 号の土庄町奨学金条例の一部を改正する条例、議案第 8 号の土庄町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明がありました。

次に、生涯学習課より議案第 1 号の所管部分について、今年度も小豆島ライオンズクラブから 4 万円寄付を受け、図書購入費に充てるとの説明がありました。

健康福祉課より、議案第 1 号所管部分について、非課税世帯に対する給付金事業における不用額の減額、介護保険事業における繰出金の減額、特定不妊・不育症治療費事業の申請見込み数の増に伴う助成の増、新型コロナウイルスワクチンの秋開始接種に伴う費用について補正をするとの説明がありました。

委員からは、「コロナワクチンの秋開始接種の対象者について」質問があり、初回接種を終えた全員が対象であると説明がありました。また、「ワクチン接種に伴う国の補助は、これが最後か」との質問があり、執行部からは、現在の国の方針ではそうであると説明がありました。

次に、議案第 2 号 介護保険事業特別会計では、会計年度職員の期末手当と通勤費、令和 4 年度事業の精算による国庫負担金等の返還額について補正をするとの説明がありました。

次に、住民環境課より議案第 1 号所管部分について説明がありました。

個人番号カード交付事業について、会計年度任用職員の住所移転に伴う通勤費の増額、し尿処理事業は沖之島、小豊島へのし尿収集フェリー借り上げ料を燃料価格高騰により補正するもの、改良住宅維持管理費の住宅使用料は、重複支払いのために還付するとの説明がありました。

議案第 10 号では、汚泥等運搬車購入についての説明がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、全ての議案について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

4番 森英樹君。

○4番（森英樹君）

それでは、私の方から3点質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、デジタル難視聴エリア対策について質問させて

いただきます。

平成 23 年 7 月、地上波のテレビ放送はアナログからデジタル放送に完全移行されました。それに先立ち、国が電波調査を行っています。その調査結果に基づき、デジタル波が届かないエリア対策として、平成 21 年度ごろから国の費用で受信設備を整備するとともに、その管理と運営を行うため、受信設備のカバーエリアごとに共同受信組合を設立し、難視聴エリアの解消を図ったところでございます。

当時は、難視聴エリアに居住している住民が、地上デジタル放送を受信するためには、それらの組合に加入する選択肢しかなかったわけでございます。今もデジタル放送が視聴できるかできないかは、地理的な条件のみであり、共同アンテナがなければ視聴できない場合が多いと考えております。現在、地デジ完全移行に先駆けた受信設備の整備から 15 年近く経過しております。当時、整備した設備は老朽化しております。同時に組合では、加入世帯の高齢化や世帯の減少により、組合自体の運営、設備を運営していくことが困難となってきております。受信設備の更新には、多額の費用がかかるとも聞いております。共同受信組合では負担しきれないだろうと想定されます。このようにいろんな問題を抱えているのが現状でございます。この 15 年間の間に、技術革新により、インターネットを利用した新たな地上デジタル放送の視聴方法もあるやに聞いております。これらの状況を踏まえて、デジタル難視聴エリアに対する町の考え方をお伺いしたいと思っております。

まず第 1 点でございますが、現在町内でこのような共同組合がいくつあるのか。また、その加入世帯数は把握されているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

森議員の 1 点目のご質問にお答えいたします。

平成 23 年の地上デジタル放送への完全移行に先立ち、土庄町内の電波が届かない地域、いわゆる難視聴エリアにおいても、それぞれ共同受信組合が国の補助を受け、共同アンテナ整備を行いました。

ご質問の町内の共同受信組合については、現在、町で把握している組合は 7 組合です。

加入世帯は全体で 535 世帯となっております。共同アンテナ設置当時と比べると、どの組合も加入世帯は減少しているところです。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

町内 7 組合、その 7 組合、共同組合のエリアごとに現在の放送電波の受信状況、それぞれまた組合ごとに異なってこようかと思うんですけども、町はそのエリア毎から相談やそれに対するアドバイスなんかは受けているのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

森議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

それぞれの地域によって事情は異なります。また、現在は個人でのアンテナ設置や、インターネット環境の整備が進み、光回線によるネットテレビ等の普及など、共同アンテナによらないテレビ視聴も可能となってきておるところです。一方、森議員のご指摘のとおり、設備の老朽化による修繕費の負担増やアンテナの設備自体の更新などが問題となりつつあるというご相談は町の方で受けております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

これらを踏まえてですね、町としてこの問題に対して、どのような認識を持っているのかお伺いしたいと思います。仮に、インターネット回線とか光回線とか扱って行くというようなことが、これから主流になってこようかと思うんですけども、今現在持っている共同アンテナを解散するにしても撤去費用も発生してこようかと思いますが、それらの対応も併せてお伺いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

森議員の 3 点目のご質問にお答えいたします。

共同アンテナの設置については、国の助成があったものですが、機器の維持管理や更新等は、本来組合で行うものであり、将来の修繕費や更新費用は組合費等として積み立てていただくものと認識しておりました。

しかしながら、共同アンテナを更新するとなると数千万円の費用が必要であり、また、組合を解散するとしてもアンテナ等の撤去費用も数百万円が必要とのことで、どの組合も費用負担が難しいというご意見もお伺いしております。解散を見据え、撤去費用を今のうちから積み立てて準備していこうとしている組合もあるとのことです。

現在の組合の状況をお伺いする限り、現状と同じかたちでの組合の存続は今

後さらに困難になってくるものと思われることから、先ほど申し上げたネットテレビ等も含めたさまざまな方法によるテレビ視聴を視野に入れるべきではないかと考えます。高齢者世帯などで、インターネット環境がない世帯もあろうかとは思いますが、そのような世帯に向けたサービスも民間各社が提案していますので、以前よりは、難視聴解消の選択肢が広がっているものと認識しております。

現在、国は、地上デジタルテレビ放送の安定的な受信環境維持を図る観点から、全国の共同受信組合宛に施設の現状についての調査を実施しているところです。この調査結果を受けまして土庄町といたしましても、次世代のデジタル放送受信について、各共同受信組合へ情報提供してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

この問題はですね、テレビは映るのが当たり前というようなことで、今、課長がおっしゃられましたこれから先、共同組合のアンテナを更新してもまた同じ問題が発生してくるということは、私個人では考えてますけども具体的に今、テレビ難視聴エリアで見てるのは共同アンテナで見てる。テレビが映るのが当たり前なんですよね。とくに、テレビとの接触時間が長く、インターネットなどの利用に馴染みの少ない高齢者にとっては、情報源がテレビそのものでございます。とくに、台風の襲来または地震、津波、高潮の発生、避難情報など緊急情報をいち早く知るのもテレビからだと思えます。大切な情報源であるテレビが映らないのはあり得ないことだと考えております。この共同アンテナにテレビ放送問題は、デジタル放送にどうしても15年経過しております。土庄町だけでなく、全国的な問題であると考えております。各受信組合の自助のみに任せるのではなく、新たな中継局の増設など、抜本的な政策提案を実施するよう、是非、国・県に働きかけていただきたいと思えますが、町長いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

森議員のご質問にお答えいたします。

先ほど担当課長から答弁があったとおり、それぞれの地域や組合の状況に合わせた考え方が必要であると思えます。一方、デジタル難視聴の解消は国の責務でもあると考えておりますので、解決に向け、町村会等を通して国に働きかけてまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

ぜひ、働きかけて抜本的な解決を望んでおりますので、よろしく願いいたします。組合自体はそれぞれ問題を抱えているのを今から解決していかなければなりません。町は、たぶんいろんな情報が入ってこようかと思えます。われわれが解決に向けて寄り添ったかたちをもって、情報提供を行っていただき、引き続き、解決に協力していただきたいと思えます。

それでは、2 点目に移らさせていただきます。

2 点目でございますけども、南海トラフ地震における津波警報時の避難所開所についてでございます。町は、災害対策基本法に基づき、土庄町地域防災計画を策定し、地震や津波をはじめとした災害に備えていることは承知しています。また、住民には災害時の危険区域を周知するため、津波、土砂災害のハザードマップを配布し、その中に災害時の避難場所を明示しているところでございます。

津波発生時の避難場所についてお尋ねをいたします。

今後、発生が予想される南海トラフ地震と関東が発生した場合にですね、土庄町にも津波の襲来が予想されます。津波警報発令時にエリア限定でお尋ねしますが、土庄本町地区からの直近の指定避難兼指定緊急避難所は、旧土庄小学校体育館ですね、土庄総合会館（フレトピアホール）、そして新町高台の3カ所となっていると思えます。この3カ所のうち、土庄体育館は急な坂を登っていかなければなりません。足の不自由なお年寄り、また車椅子利用の方、避難は困難だと考えるところでございます。そこで、具体的にお尋ねいたします。

南海トラフ地震が起こり、津波が発生したら、土庄町に到達する時間は何分ぐらいで到達するというようなことを想定されているのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

森議員の1点目のご質問にお答えいたします。

香川県が公表しております、「浸水深 30 cm到達時間予測図」によりますと、土庄本町地区で120分から180分とされております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

土庄本町地区から避難するのであれば、土庄体育館手前にある土庄中央公民館が最適だと思います。土庄中央公民館は耐震ができていると聞いております。地震では倒壊しないと認識しております。津波が来ても、1階が浸水しても2

階、3階、屋上へと垂直避難が可能だと思います。120分から180分かかるとい
うのであれば、その間に土庄中央公民館に避難するというの方がよろしい
かと思うんですけれども、津波警報が解除されたら、たぶん土庄中央公民館は
避難所として開設されるということになると思うんですけれども、いかがでしょ
うか。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

森議員の2点目のご質問にお答えいたします。

土庄町地域防災計画（津波対策編）において、住民は津波発生時、一刻も早
く高台等に避難するものとしています。津波は、地震により発生するため、複
数回来る可能性がございます。それを踏まえ、避難行動中や避難先で2次被害
にあわないよう、指定緊急避難場所は原則として、その危険がおよぶ恐れがな
いと認められる「安全区域」に立地することが求められています。

津波の浸水想定区域内は、「安全区域に該当しない」とされており、ご質問の
土庄中央公民館は、津波浸水想定区域内にあるため、津波の避難場所としては
指定していないところであります。なお、洪水や土砂災害等の避難場所として
は指定していることを申し添えます。

指定状況については、以上のとおりでございますが、指定緊急避難場所はあ
くまでも選択肢の一つとして考えていただき、ハザードマップにより津波浸水
想定区域を確認し、自治会の避難場所や親族、友人の家なども含めて避難先、
避難経路をあらかじめ決めておき、津波に備えていただきますよう、ご理解、
ご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

執行部の考えはよく理解できました。災害が起きるときは、想定外の事態が
起きることだと言われております。私も津波は経験ございませんけれども、津波
はいつ来るかわからない。真冬にくるかもわからない。雨の中くるかもわから
ない。そういった中で、そういったことを想定するのは非常に困難かと思いま
すけれども、住民の命を守ることを最優先に、今後とも取り組んでいただきた
いと思います。

それと、冒頭で申し上げましたが、ハザードマップの件でございますけれども、
ハザードマップは非常に情報が多すぎて見にくいと、土庄本町の自治会の数も
結構多ございますが、それに負けず劣らず、非常に情報が盛りだくさんでござ
いました。津波浸水想定図とか、警戒レベルの避難行動とか、もつとすつ

きりしたかたちで、誰が見てもすぐ分かるというようなかたちに改定していただきたいと思います。現在のは情報が盛りだくさんすぎて、何をどう見たらいいのかわからない。次回改定時は、いつ頃想定されておりますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

森議員の3点目の質問にお答えいたします。

貴重なご意見をありがとうございます。次回改定時につきましては、現在のところ、いつということは決定しておりませんが、ハザードマップを改定することになれば、膨大な予算も必要となりますので、その中で国の補助等をよく勘案しながら適切な時期に改定をしていきたいと思っています。本日いただいたご意見につきましては、次回改定時の参考とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

ありがとうございます。たぶん、次、ハザードマップができたときにはすっきりしたかたちでできるの期待しております。よろしく願いします。

3番目の質問でございますけども、土渕海峡、迷路のまち、エンジェルロードへということで、質問させていただきます。この質問に関しましては、観光に関するところが多ございます。

今年の夏、からかい上手の高木さんを題材としたコラボ商品が販売、またイベント参加のスタンプラリーでホテルをはじめ、各種商店街を巻き込んだイベント、地元のお店に観光客を誘う非常にタイムリーな企画だったと思います。今年の秋も、小豆島のナイトタイムに新たな魅力を創設するプロジェクトマッピング、光の芸術、楽しみにしております。

今後も、いろんな企画をもって幅広く交流人口を増やす工夫をしていただきたいと思います。

さて、迷路のまちでございます。本町地区の住民の居住地そのものが、まち歩きとして観光に一役買っているところでございます。本町境界で見受けられる観光客の流れとして、ギネス認定の土渕海峡を見て、迷路のまち、そしてエンジェルロードへとまち歩き散策するのがひとつのルートになっていると思います。土渕海峡のフレトピア公園ですが、迷路のまちのスタートゲートになっていると思います。観光客が記念撮影したり、ちょっと散策したりする姿が見受けられます。団体のバスも近頃見受けられます。見てすぐ出発すると、この団体客からすれば、そこだけを見るだけということになっております。旧庁舎

の跡地利用にもつながってこようかと思いますが、そこでちょっとした記念なるお土産を買えるガチャガチャ販売機を置いたり、証明書の発行をしたりすることはできないのでしょうか。もう少し、遊べる時間を取れる、お金を落とすような何かひと工夫がほしいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

森議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、土渕海峡は世界一狭い海峡としてギネスブックにも認定されている町の観光スポットの一つであります。インバウンドをはじめ多くの観光客が訪れているところであり、迷路のまちからエンジェルロードへつながる「まちなか周遊コース」の入り口でもあります。しかしながら、議員のおっしゃるように、記念写真を撮ったあとすぐに移動する観光客も少なくなく、滞在時間も決して長いとはいえません。そのため、土渕海峡だけでなく、海峡周辺の迷路のまちやエンジェルロードと結びつけ、エリア全体の観光地としての一つの魅力を高めることが求められております。まちなかを散策していただき、より多くのスポットに訪れていただく、あるいは地元の飲食店を利用させていただいたり、お土産の購入などで地元経済の活性化につなげたいという思いもあります。

最近では、土渕海峡を含む迷路のまち周辺には、新規飲食店なども開業しており、小豆島全体で作成したグルメマップなどでグルメの紹介をしたり、地域の団体とともに迷路のまちの魅力を記載した散策マップを作成し、観光客のガイドブックとしているところです。できるところからの取り組みとはなりますが、民間事業者とも連携しながら、点在するまちなかの魅力アップとその発信に努め、滞在時間の延長や、まちなかへの誘客につなげ、周辺エリア全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

なお、海峡横断証明書については、自動の発券機なども検討しましたが、一度に多くの枚数を扱う機械がなく、故障対応や欠品により、逆に観光客に迷惑がかかるとの判断から、現在も引き続き役場庁舎で発行しているところであります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

小豆島唯一のギネス公認の土渕海峡でございますけども、それを渡ったという証明書は非常に私個人がその立場になったらほしいなと思っております。橋の袂に「証明書を取りに行くのはこちら」ということで、こちらの役場の方に

来てくださいますよということになってはいますが、旧庁舎があったときと、今現在との比較、時期難しいんですけども、どのようになっていますか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

コロナ前ですと、だいたい1年間で1万枚発行しております。コロナ禍で、インバウンドも来なかったということもありまして、1500枚から2000枚程度に減少しております。今、コロナが5類に移行しておりますので、その発行枚数は回復傾向にあるというところでありまして。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

かなり枚数は少なくなっていると思うんです。これは役場がちょうどね、まち歩きの反対側である関係だと思います。ひとつの提案でございますけども、「近くの商店街に発行できますよ」というようなかたちで行ったらいいんじゃないでしょうか。先ほどの答弁の中でも、周囲の飲食店を利用いただき、お土産の購入など地元の経済の活性化というようにつながると思うんですけども、例えば、歩いていったら、八代プロパンがあり、伴助さんがあり、池本のまんじゅう屋さんがあり、長栄堂があり、かまだの靴屋さんがあるという中で、証明書を取りに行けば、ついでにちょっと買おうかなという気も起こってくるかもわかりません。いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

ありがとうございます。観光客の方はですね、年間通して365日来るわけがありますけれども、となると窓口をですね、通年ずっと開けておかなければいけないという懸念もありますし、また発行枚数もですね、先ほど申しましたように年間で1万枚というまあまあ決して少なくない数が発行されるわけでありまして。そういったところも商店の皆さんのご負担になるのかならないのか、そういったところも検討していかなければならないと思っておりますが、森議員おっしゃられましたように町中の商店がですね、こういった横断証明書を発行する場所となれば、当然、町中のにぎわいづくりの方にもつながってまいりますので、そういったところも地元の商店の方々と一緒になって相談、検討してまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

ありがとうございます。いろいろな可能性を検討して、楽に横断証明書を取れるというようなかたちに進めていっていただきたいと思います。

それで、迷路のまち、本町境界をずっと歩いていくと、ちょうど空き地があるわけなんですけれども、その空き地に関しては町の方でいろいろと母屋の解体したり、境界線を復旧したり、老朽化のブロック塀を撤去したり、いろいろと木の塀で囲み込んだりですね、いろいろご苦労されて更地に近い状態にしていると思います。昨年の瀬戸芸も作品を展示したり、イベント時のキッチンカーを置いたりですね、その空間が非常に大切だと思います。変なものを建てるよりも、空間において、それを空間利用といいますかね、私はいいと思うんですけど、ただ、今、あの前を通りますと、草がちょっと生えてほったらかし感がありますので、そのあたり、管理してますよ感を出すようなかたちでやっていただきたいと思います。

それで、迷路のまちを抜けると、ちょうどエンジェルロードへ渡るときに、国道を横断するのが見受けられます。ちょうど国道を横断するとき車がスーパーなんかで結構入るになかなか途切れない中での横断するということで、ちょっと危ないなというようなところを感じておまして、何かしらの安全対策ができないのかと思っております。私的には、横断歩道、手押し信号など考えられますが、いろいろな規制あるのでしょうか、いかがでしょうか。何か対策打てますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

森議員の2点目のご質問にお答えいたします。

土淵海峡のフレトピア公園からエンジェルロードに向かう際の、まち歩きのルートの一つとして、迷路のまちを散策し、町道本町線を通り、国道436号を経由してエンジェルロードに至るルートがございます。現在、町道本町線と国道436号が交差する交差点には横断歩道が無いため、観光客は東へ200m離れた横断歩道を利用することになりますが、遠回りでは不便であるため、最短距離となる国際ホテル前のカーブの箇所において、危険を承知しながら国道を横断している方がおり、交通事故の危険性が高い箇所であると認識しております。

なお、町といたしましては、迷路のまち方面からエンジェルロード方面に向かう町道から見える位置にカーブミラーを設置するなどの対応をしておりますが、引き続き、地元自治会・道路管理者および小豆警察署等関係機関と連携し、現地で行っております交通事故多発地点等の総合診断において、必要な交通安全対策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよ

うお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

分かりました。交通事故の危険性の高い箇所だという認識を持っていただいて、今後も必要な安全対策等を地元とも協議しながら、関係団体とも協議しながら検討していただけるということで理解いたしました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（濱野良一君）

7番 大野一行君。

○7番（大野一行君）

7番、大野です。質問させていただきます。4点ほど、質問がございます。

まず、第1点です。路線バスの運行時刻についての質問でございます。

第1点は読み上げますが、地域住民の多くの方からの要望でございます。原則的に午前中の始発から2便ぐらひは土庄港に到着後にフェリーに接続をお願いしたいということでございます。これは、私たちは日頃、車を使っていますからなかなか実感がわかないんですけど、車を持たない方のバスのみの利用されている町民の皆さんにとっては、たいへんな問題であるそうです。無駄を省くためには、できたらそうしていただきたいと同時に、2番で触れてますが、この土庄町においても約45%、正確には37.3%でしたか、高齢化率であります。今後、ますます免許返納ということが出てきます。免許が返納しますと、当然、バスになります。そのことも兼ね合わせて、将来必ずこのバスの需要が増えてくるだろうということも予想できますので、一足飛びにはいきませんが、今からご検討願いたいというふうに思います。私、思うのは、このバス路線はそんなに経費がかかるものでなくて、大変ですけれども組み替えで、何とか可能性はあるわけです。予算が伴うのはなかなかですね、過去の質問でも予算がないということで、実現不可能なことございますが、できるだけ可能なことは実現していただきたい。お答えを願います。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。

路線バスのダイヤ改正につきましては、町の希望や要請だけで決まるものではありませんで、バス事業者をはじめ、住民の代表者や小豆島町などが参加する小豆島地域公共交通協議会での協議を経て決定されるものでございます。

オリーブバスによりますと、現在のバスダイヤは、住民の生活路線という観点から、限られた車両、限られた人員の中で、優先順位の第1に通勤と通学、優先順位の第2に小豆島中央病院への通院を念頭に策定されているとのことであり、そのような観点から、どうしても土庄港への到着時間は、フェリーの出航時間への接続性のみで論じることはできず、待ち時間の短縮には限界があることをご理解いただきたいと思えます。このことは、池田港など他の港においても同様であります。

それで、ご指摘のあった高松行きフェリーとの接続につきましては、土庄港へ向かう6つの路線の1便目と2便目とフェリーとの接続性を調べましたところ、フェリーへの接続が30分以内にあるのは12便中5便となっております。しかしながら、高速艇との接続が30分以内であるのが6便ございまして、これを加えますと、12便中11便はフェリー若しくは高速艇に30分以内で接続しております。

町といたしましては、さまざまな制約はございますが、引き続き、公共交通協議会の中で、住民の利便性の向上に向けて、少しでもより良いダイヤを提案し、協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

大野議員これ、第2②の方は一緒でよろしいですか。はい。

それから、免許返納についてもお答えいたします。

運転免許証の自主返納につきましては、安全な交通環境の確保と運転能力が低下した個人や高齢者の安全を守ることを目的として、平成23年度から運転免許証自主返納支援事業として実施しているところでありまして、免許返納者に対しては、4千円のIrucaカードと2万1千円のバス回数券を支給しております。

一方、返納者からは、「バス回数券は使いづらい」とか、「バス停まで行くのが大変」などの意見も寄せられております。従って、今後は、路線バスの継続を前提としつつも、これを補完する別の方策も検討していかなければならないと思っております。具体的な方策となりますと難しいところではありますが、例えば、昨年度実績が無かった反省も踏まえてのデマンドタクシーの再検討や、エリア内での近距離移動手段の実証実験などについて、他市町の例なども研究しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

一応説明はよく分かりました。私が一応フェリーと特定したのは、やはり費用の問題でございまして、そういう配慮がなければ、行政の方はやっぱりそういうことも考えて、ただ数がこうなんですというんじゃないかって、できるだけ

負担のかからないように、とくに高齢者、私達もそうですが、年金者がほとんどですので、そういう費用なこともぜひ考えていただきたい。そういう優しさが行政には求められますので、ぜひ検討していただきたい。確かに、行政だけではできないことは分かっています。けども、少なくとも、このバスは町民のためのバスですから、いろいろありますけど、病院とか、主になることありますけど、基本的には生活の中の一部ですから、そう捉えていただきたいと思います。これはお願いです。前向きに、検討していただきたい。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

このフェリーへの接続、船への接続につきましては、以前から交通協議会の中でも問題とはされております。これは1例ですが、オリーブバスが今考えているのは、ダイヤの改正の中ではですね、例えば、路線のルートを変えるような方法、できるだけ土庄港を回っていくような方法をとればですね、土庄港のアクセス回数が増えますので、結局アクセス回数が増えるということは、そんだけ待ち時間も少なくなるのではないかと、これは1つの例ですけれども、そういうような案を出し合いながら、公共交通協議会の中で検討していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

そういう意味では、ぜひお願いしたいというふうに思います。

私も関係者の意見を聞きながら、いろいろと調査をしました。過去にこの仕事に携わった人の意見も聞きながらの質問ですから、ぜひ善処していただきたいと思います。

では、2点目にまいります。沖之島の整備の進捗状況について質問いたします。読み上げます。

沖之島架橋は、現在のところ順調に進んでいるように思われます。架橋が完成した後、速やかに沖之島の整備を行うことが必要と考えます。架橋整備には莫大な税金が投入されている公共事業であることを認識しながら近隣地域だけでなく、住民との対話通じて、理解、協力を得ながら進める必要があると考えます。現時点での今後の方向性を問います。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

沖之島離島架橋事業の進捗につきましては、現地において橋台 2 基完成し、仮設設備の撤去が完了しております。また、橋台への取付け部分のブロック製作を四海漁港および大部港で施工しており、ほぼ完成しております。今後は橋台への取付け部分の施工を計画しております。

大野議員おっしゃるとおり、架橋事業に伴う地域の活性化は重要な課題であると考えております。そのため、昨年 11 月には、沖之島住民の方に参加いただき、第 1 回島づくり座談会を開催し、「日常生活で困っていること」「理想的な暮らし方」「沖之島の将来像」の 3 つのテーマについて様々な意見をいただきました。沖之島の活性化に向けては、住民の方や関係者の中から、「何ができるか、何をやりたいか」といった具体的な声や動きが出てくるのが肝要であると思っております。

今年度も第 2 回島づくり座談会を開催し、住民の方々とともに知恵を出し合い、より具体的な計画および事業メニューについて調査してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

私もそういう意見を申し上げましたので、当然住民の方、さまざまな方との連携しながらです。それ、その通りだと思っております。ただ、しかし行政は行政として、こうあるべきだということもですね、例えば、第 7 次土庄町総合計画、これも行政がさまざまな人の意見を聞きながら、行政としてはどうなのかというのも考えていただきたいかなというふうにお願いを申し上げて、次の質問に移ります。

議長、いいですか。

○議長（濱野良一君）

どうぞ。

○7 番（大野一行君）

3 番目の質問に入ります。

読み上げますが、一般財団法人「小豆島北部みらい」について質問いたします。

1 つ目、財団法人は、どこに登記されているのか。

2 点目、財団法人は、いつ、誰が、どういう経緯で発足するに至ったのか。

第 3 点、町行政との関わり、括弧あります。

4 点目、財団法人の過去の成果、業績を問います。

お願いします。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目、どこに登記されているか。一般財団法人小豆島北部みらいの主たる事務所は、土庄町湊崎甲 1400 番地 2、土庄町庁舎の所在地に登記しております。

2 点目ですが、法人設立の年月日は、平成 30 年 8 月 21 日、土庄町が出資しまして、小豆島北部を中心とする、多様な観光資源の魅力を生かし、地域の文化芸術および観光の振興を図ることにより、経済、地域経済の活性化に寄与することを目的に設立されたものであります。

それから 3 点目、町行政の係でございますが、括弧の中の補助金の支出等につきましてですが、過去 3 年を見ますとですね、令和 4 年が 90 万円、令和 3 年が 90 万円、令和 2 年が 61 万 5000 円となっております。また、執行部との関わりですが、現在、6 つの課と当法人が連携しながら、活動内容などを一緒に進めているところであります。

この小豆島北部みらいにつきましては、昨年度、役員構成を全面的に見直いたしました。

従前は、町長が代表理事となっており、地元の自治会長は、理事にも評議員にも入っていなかったところ、町長は理事から抜け、実際に法人活動を担っていただける方を理事にするとともに、法人の活動を外部から評価していただくために、小海、見目、屋形崎、馬越の各自治会長に、評議員として参画していただく体制に改め、実質、新たな法人として、昨年 9 月から再出発したところであります。

本来であれば、当初からですね、ひとり立ちすることが望ましいところではあります。何分これまでの経緯を断ち切り、できる限り地元関係者の賛同も得た上で、新たに産声をあげたばかりの新法人でありますので、当分の間、法人の事務につきましては、商工観光課の職員が支援することとしているところであります。

町の今後の持続的発展を展望していく上で、北部地域の振興を図っていくことは不可欠であるというふうに考えております。観光振興のみならず、地域の生活基盤や、産業振興の面からも、残石公園の運営等を核とした小豆島北部みらいの活動には、町としても大いに期待しているところでありますし、現在、北部の新たな特産品づくりやイベント開催によるにぎわい創出などの事業を行うための補助金を支出しております。ようやく地元からも認知していただける団体として、小豆島北部みらいは再出発を果たしたところであります。

今後、着実に事業や活動範囲を広げ、体制も充実していけるように自立、発

展させてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

それから、4点目の実績の方となりますが、毎年度、9月議会の方に前年度の報告、事業報告と決算ならびに当該年度の事業計画と予算を合わせて報告させていただいておりますので、ご覧いただいているものとは存じますが、改めて主な実績を申し上げますと、法人が設立された平成30年から3年あまりの間におきましては、日本遺産推進に係る事業や、瀬戸内国際芸術祭関連イベントなどの実施、またモンベルとの連携によるアウトドア事業などを実施してまいりました。

昨年の組織改編後は、産学官連携として、首都圏で開催しました「小豆島マルシェ」における北部地域と地元食材のPR活動や、残石公園でのふるさと市の実施、また岡山県笠岡市で開催されました日本遺産シンポジウムに役員がパネリストとして登壇するなどの活動により、北部の魅力発信や誘客に努めたところであります。

また、財団自ら稼ぐために石の島ブルゾンであったり、ポロシャツ、アニメ「からかい上手の高木さん」とのコラボ商品を開発、販売するなど、関係各所と連携しながら、島内外に向けて小豆島北部の振興に資する事業を実施しております。以上です。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

これ、名前が長いですから、ちょっと省略させていただいて、一般財団法人と呼ばせていただきます。これ、課長、一般財団この概念をお聞きしたいです。どうぞ。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

概念と申しますか、一般財団法人ですので、いわゆるその財産を運用していくというふうになろうかと思えます。この財団法人には、残石公園という財産がございますので、そこを核として、それを守り伝え、そしてそれを活用していく、そのことによって北部みらい、北部地域の振興に努めていこうというものでございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

私がいろいろと調査したところ、とりあえず一般財団法人とは一般です。公

ではないですね。それから、これですけど、いろいろ変わっております、法律が。現在では公益性が求められません。行政は公益性が求められます。その辺が相反する財団法人が、土庄町の公の場所に事業所があるっていうのが、一般的にはおかしい。正常ではない。とくに、この財団法人聞くところによりますと、前町長の三枝町長のときにできた財団です。間違いなくと思います。調べてますから、それがですね、新町長になって、本来なら整理をして、中身はそのままでも、行政の中に組み込むべきだと私は思っています。それはなぜかという、問題さまざまありますが、わかりやすく 1 点だけ申し上げます。土庄町の土地開発公社がなくなりますが、以前に不明瞭な点があったので、私、情報公開条例に基づいて出しました。ところが、本体でない行政には、情報公開の条例に適用されないんです。そのために、極端に言えば、自由に使っても一般町民、私達はチェックはできないんです。しかしながら行政に関しては、情報公開条例に基づいてチェックができます。このままいきますと、一般財団法人ですから、行政ではありませんから、例えば、私、いち町民が少し不明瞭だなと、変だなと思ったときに情報公開条例にこれちゃんと適用されますか。課長、どうぞ。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

情報公開条例の方ですね、しばらくお待ちください。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

大野議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、公益財団法人、また一般財団法人との違いでございますけれども、大野議員おっしゃるように公益財団法人としては、一般財団法人よりも公益の部分ということでメリットが大きいものでございます。公益財団法人でありましても、収益事業はできますけれども、制約を受けるものでございます。

一方、社団法人と財団法人がどう違うかということをお申し上げますと、それは実際のところあまり違いはございませんで、財団財産の管理にウエイトを置くか、それか、その財団としての活動にウエイトをおくかというようなたぐいの違いぐらいだというふうに私は理解しておるところでございます。その上でですね、先ほどの北部みらいがなぜ一般財団法人のまま、また、役場の住所のまままで今あるかということでございますけれども、まず、一般財団法人でありますことにつきましては、私どもといたしましては、蓮池課長の方から答弁がございましたように、これは北部の未来のために、将来的には自立を促してい

かなければいけない財団だと思っております。従いまして、広域ということで、いつまでも役場の中というか、行政の中で置いとくよりも、一刻も早く自立をさせていくというような主眼のもとです。ね、一般財団法人の方が適当であろうかというふうに考えておるところでございます。

その上で、実際の組織自体は、昨年、抜本的な改革をいたしまして、それで、その時点におきましては、この新たな法人にするかどうかという議論も実はあったんですけども、今の法人を廃止して新たな法人の設立となりますと、膨大な、ちょっと事務作業もかかりますので実を取ったと、手続きの時間的、事務量よりも実を取ったというのが率直なところでございます。

それから、情報公開についての質問が最後にございましたが、大野議員おっしゃるように、役場に対しての情報公開請求というようなところでは、ちょっと限度があらうかと思えます。しかしながら、一般財団法人の規定の中に情報公開を受ける規定がございますので、そちらの方で請求することは十分可能でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

副町長から懇切丁寧な説明をいただきましたが、この最近の、この新町長の体制になって、新規に出直すときに、本来なら、やっぱり私思うのは、行政の中に、中身が継続して、それが町民のためになるならと思えます。今も思えます。私、時間がないので、少し端折ったんですが、これ、この一般財団法人の性質から申し上げますと、さっきも言いました。公益目的必要ない。設立後も監督方の監督がなく、事業報告も義務ありません。基本的にないです。そういう意味では行政と相反します。かたちとしてです。これ、そのとおりなんです。まして、北部という土庄町、例えば、この第7次総合計画、立派なん出てます。

これ、土庄町全体ですよ。この一般財団は北部のみです。わからなくはないですが、行政がするなら土庄町全体、これ、立派なもんです、これが本当。おわかりいただけます、町長。タイミングよく整理された方がよかったです。北部のみになってますから、中部、南部どうするんですか、ということにもなります。その辺、行政は大変ですけど、タイミングのいいときには、いいように整理をしなきゃ、これが問われるわけです、今日私に。あるいは、多くの町民の皆さんも、そう思ってる方が多いです。ですから、ここで質問してます。そういう意味では、本当に、説明はよく分かるんですが、そのことよりも、かたちが、一般財団方式が行政の中にあること自体が、正常ではないだろうというふうに思いますので、今すぐっていうわけにはいかないの、現在進行形で

から、ちょっとおっしゃりましたけど、副町長。近々と申しますか、これから1、2年のうちに、ちゃんと整備をして、行政の中に入れるべきだろうと。

そして、情報公開条例に町民の皆さんが、主権者の皆さんがいつでも、知りたいときに知れるような体制でなければいけないと思っています。

もう一度すいません、町長その辺お考えいただきたい。ご返答ください。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

まず、お詫びを申し上げます。一般財団法人小豆島北部みらいにつきましては、補助をしておりますので、当初予算の際、毎年説明をさせていただいております。そのあたりで説明不足であったがため、このようなこともあったのかと思います。

また、この9月議会の報告書の中でも、活動内容、事業報告、決算等を蓮池課長の方からも答弁させていただきましたが、そのあたりの報告させていただいた上で、またご理解をいただけてなかったということは、われわれの資料の説明不足があったものかと思われまますので、お詫び申し上げます。

私に対する北部みらいに対しての考え方でございますが、一時は解散することも考えておりました。しかしながらですね、現在の北部の現状を見ますと、かなり厳しいものがあります。小豆島の土庄町の中でも高齢化、また少子化が進んでいる速度が速い地域でございます。その中で、ほかの地域に関しましても、前島地区、それから湊崎地区、財団法人は作っておりませんが、大野議員も議員でありますからご存知のとおり、いろいろなことをして町を盛り上げようと頑張っております。

私が、北部みらい役員改正時にお伝えしたことを述べさせていただきます。

まずですね、役員改正に対しまして、地域の方が、地域のこれからについて考え、振興を図り、持続するための団体であることをお願いしております。そのために、北浦4地区の自治会長に評議員として参画しております。これはかなり苦勞いたしました。またですね、後ほど、福本達雄議員の質問にもありますが、小豆島オーリーブスは、2024年から適用される自動車運転者の労働時間との改善のための基準が一部改正され、人手不足などの理由から、現在のダイヤが維持できない状況となっております。その上、これ以上バスの乗降客数の維持が難しいとなれば、この北回り線ダイヤの維持が難しくなっております。

また、買い物についても、北回り商店がほとんどなく、不自由されてる方が大勢おられます。

そのようなことを少しでも改善していくために、にぎわいが必要であるため、

財団法人北部みらいの方々には、地域を持続させていくために、観光含めた地域のにぎわいづくりを団体として進めていくようお願いして、財団の存続を続けていくよう私からお願いしております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

残念ながら時間があまりありませんので、再度だけ申し上げます。私が言っているのは、やっтерることが駄目だと言っているんじゃないんです。町長、中身はいいですよ、何の色もないんです。とくに、最高責任者ですから組織体系いうのをきっちり認識させていただきたいです。頑張ってはるのは分かってるんです。中身を言っているんじゃないくて、一般財団法人が、行政と一緒になったら駄目なんです。もうはっきり申し上げておきますので、時間がありませんが、もう一度、今、答弁要らないですから検討してください。私が間違っているのか、いろいろ資料をいただいて、一般財団法人という一般がですよ、行政の中にあっているのかということで、時間がありませんので、次の質問に移ります。

4番です。人口減少対策について、土庄町行政において、さまざまな施策を実施し、鋭意努力していることは承知しています。移住促進事業は、若者をターゲットにした施策に重点が置かれてるように見受けられます。高齢者にも、終の住処として、窓口をもっと広げる施策を検討してみてもいいかがですか。これ私、委員会でも再三申し上げております。とにかく人口が増えないと。増えると、年齢関係なく交付金が増えます。国の交付金が増えるんです。そういう意味では、町の人が、この風光明媚な空気のいい小豆島に住む、これを次の住処にする。たくさんいます。その辺も範囲を広げて、とにかく、人口減少を何とか食い止めるということが非常に大事だろうと。で、若者も確かに、これから未来に向かって大事なんです、やはり、高齢者も、ここまでね、日本は長生きできるのはいいことなんです。すばらしいことでもあるわけですから、どうかその辺も窓口広げていただきたい。時間がありませんが、ちょっとだけ答弁ください。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。

土庄町が抱える人口減少や少子化、地域経済の衰退といった課題への対応につきましても、人材の確保が不可欠であると考えております。そこで、町では移住・定住の促進を重要施策と位置づけ、さまざまな取り組みを進めております。

まず、移住促進の窓口としましては、地域おこし協力隊、小豆島町、NPO 法人と連携し、年齢に関係なく、あらゆる世代を対象に情報発信やサポートを行っています。また、移住希望者向けのセミナーやフェアの開催、移住体験住宅の提供など、移住者の受け入れ体制の充実にも努めています。その結果といたしまして、昨年度は、214 人の方が土庄町へ移住されました。その主な内訳は、20 代が最も多く 81 人、次いで 30 代が 37 人、60 代以上が 29 人となっております。

移住・定住の支援策としての各補助事業では、若者、子育て世代を対象を限定した事業も実施しております。これは、子育て世代の増加による高齢者への負担軽減や、将来の町の担い手世代の育成を図るためです。また、限られた予算の中で、若者世代の流出抑制および流入促進を行い、人口減少をくい止めるとともに、人口減少を見据えたまちづくりにつなげていくという考えのもと実施しております。

一方、高齢の方が移住される際に活用できる支援策としましては、「土庄町空き家リフォーム支援事業補助制度」がございます。空き家バンクを通じて売買または賃貸借し、移住された際に、当該空き家のリフォームに係る費用の一部を補助する制度です。昨年度は 12 世帯がこの制度を利用し、うち 3 世帯が 60 歳以上の世帯でございました。

また、大野議員からもご指摘いただいたように、高齢の方が「終の住処」として土庄町への移住を検討しているというご相談もいただいております。そのような方々は、相当な決意を持って移住され、また定住率も高いように感じております。

町といたしましても、空き家リフォーム制度などを活用し、土庄町へ定住していただけるよう、さらなる情報発信や周知を行うとともに、高齢者世代に対する施策も検討し、幅広い世代の人材確保につなげ、持続可能なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

時間がありませんので、また次回の議会でも改めて、少し、今日できなかった部分を質問するやもしれませんので、ぜひ頑張ってください。本当に発信していただきたい。そして、何とか人増やす。これをぜひお願いしたい。私も頑張りますけれども、お願い申し上げます。もうほぼ時間ですので、時間がありませんらどうぞ。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

高齢者の方が、小豆島、また土庄町を終の住処として選んでいただけるよう、高齢者についてのこの移住・定住政策については、またさまざまな施策を検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

たいへん前向きな返答いただきましたので、これは私たちも議員ですから、町民でもありますから、同じ方向を向いてると思えます。よろしく願いしたいと思えます。終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は11時10分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

おはようございます。8番、立憲民主党 鈴木美香が質問させていただきます。今回は3つ質問させていただきます。

まず1つ目、早速1つ目させていただきます。

審議会の人員構成について、審議会制度の目的は、国民の行政への参加、専門知識の導入、公正の確保、利害の調整と、法令で定められています。では、まず1つ目、現在の審議会はいくつありますか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の1点目のご質問にお答えいたします。

本町では、附属機関のうち「審議会」と呼ばれる機関は9つございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

先日、解散しましたが、私が初めて今回参加した土庄町振興計画審議会の審議委員22名のうち、女性は4名、その多くは60才以上でした。第7次土庄町総合計画として、今後10年間の計画を審議する委員の男女比率、年齢に偏りがあり、人員構成に疑問を感じました。町を変えるためには、女性の声、若者の声などが必須だと思いますが、審議会ごとの人数と、そのうちの女性の数をお伺いしたいです。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の2点目のご質問にお答えいたします。

本町が設置している9つの審議会のうち、今年度、委員の任命実績のある7つの審議会について、順に人数を申し上げます。まず、土庄町振興計画審議会は、先ほど鈴木議員がおっしゃったとおり、委員22名のうち女性は4名でございます。

次に、土庄町人権擁護審議会は、委員12名のうち女性は1名。

次に、土庄町隣保館運営審議会は、委員10名全員が男性でございます。

次に、土庄町都市計画審議会は、委員8名のうち女性は1名。

次に、土庄町景観審議会と土庄町公民館運営審議会は、両審議会とも委員 10 名のうち女性は 1 名でございます。

最後に、土庄町文化財保護審議会は、委員 9 名のうち女性は 1 名でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長

○町長（岡野能之君）

すみません。

○議長（濱野良一君）

ちょっと待って、時間止めてください。

はい、続けます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

どの審議会も高齢者ばかりと思われます。30 代、40 代の委員がいないのはなぜなのかと、もう 1 つ、審議会の委員の一般公募をしたことがあるか、2 つまとめてお伺いします。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

すみません、鈴木議員の質問の内容等について確認したいので、質問させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

時間を止めてください。

（質問内容の確認）

○議長（濱野良一君）

ただ今、町長の方から鈴木議員に対して、質問の趣旨等々を確認したいということで、発言の許可を言われましたので、発言を許します。この間に関しましては、時間の方は止めておきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木委員に 3 点をお伺いします。1 点ずつがよろしいでしょうか。それとも、3 点まとめてのほうがよろしいですか。

まず 1 点目、土庄町の各審議会の設置目的はご存知でしょうか。

2 点目、鈴木議員が参加された土庄町振興計画審議会に、町民の代表である議

会に対して、委員の選出をお願いいたしましたが、議会選出委員としての認識はおありでしたでしょうか。また、議会に報告などはされたのでしょうか。

3点目、土庄町振興計画審議会で、審議をしていただいた第7次土庄町総合計画案を作成するにあたって、町民参画の場はなかったとされているのでしょうか。なかったと思われるのであれば、住民意識調査の実施、住民ワークショップの実施、高校生との意見交換会、高校生アンケートの実施、小学生への未来作文の提出、中学生への未来作文の提出、また、パブリックコメントを求めたことについて、町民の参画はなかったと捉えておられているのか、お伺いします。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

1つずつ、答弁をさせていただきます。

まず、設置目的として7つ、9つですね、というのを一つ一つ、私が調べたわけじゃないので、細かいことは認識できていません。ただ、審議会っていうのが今も言いましたけど、公正の確保ですとか、利害の調整とかあるっていうので、幅広くいるんじゃないかという概念だけで、ちょっと、だけっていうのはおかしいけど聞いてます。

そして、議会で選出された認識っていうのは、議会から出るっていうのは、声かけられたのももと議員から入るみたいな、すごくフランクで、まず議会の中で手を挙げるとか、選別ではなくて本当にフランクに言われたからそういう感じが出てきましたので、そういうシビアな議会の中で誰かを選ぶっていうことではなかったです。そもそもの選定が。なので、私は「審議会というのはどういうものなのかな」っていう、そういう感覚で入りました。なので、報告もしていません。

3つ目、町民の参画がなかったかというのは思っていないです。町民のいろいろ報告させていただいて、町民が入って、話し合ってるっていうと思うんですけど、町長のおっしゃってることはすごくよく分かったんですけど、ただ普通で、どの審議会もすごく偏ってる。充て職っていうのはもちろんあるかもわかりませんが、これを町の最高機関を決める審議会、話し合う審議会っていうのは、やっぱり女性の方が少なくとも半分はいるのではないかという、浅はかだと思われたらそうかもわかりませんが、まずその1点が私にはすごく疑問でした。あと、今聞きましたけど30代、40代、今からの審議会っていうのは最低でも10年、もしくは30年、50年の将来の計画であれば、60代、70代ばかりというのは相当疑問です。すいません、雑駁な答えで、以上です。

○議長（濱野良一君）

町長、よろしいでしょうか。

○町長（岡野能之君）

はい。

○議長（濱野良一君）

それでは、再開をいたします。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

では、先ほど言いました30代、40代の委員がいないのはなぜかと、一般公募したことがあるかっていうのを伺いたいです。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まずもってですね、審議会の方の最初の説明で、名簿の中で審議委員土庄町議会、鈴木議員のお名前を記していたにもかかわらず、説明不足であった点があったこととお詫び申し上げます。

3番目の質問ですが、鈴木議員が委員であった土庄町振興計画審議会では、会長は、土庄町PTA連絡協議会、副会長は、土庄町教育委員会の方で、ともに40代でございます。子育てや教育に携わっております。

また、女性の声としては、常日頃活動されている婦人会、交通安全は家庭からを基本理念とし、交通安全に対して活動されている土庄町交通安全母の会。

男女共同参画社会を推進する土庄町男女共同参画推進委員会の方に審議委員を受けていただきました。また、関係団体の代表者以外でも参加できる制度といたしております。

審議会には、アンケートやワークショップ、学生の意見などを踏まえながら、土庄町職員30代を中心に構成された、土庄町総合計画策定委員会の原案をもとに策定した本計画の内容が、総合計画としてふさわしいものかどうか、意見の収集方法を含め、策定方法が適切かどうかなどを諮問いたしました。

ある審議会の委員の方から、これ女性でございます。「審議会では、計画案について審議する場しか与えられていないので、発言するため、ワークショップに参加できないか」と、質問があり、一般枠での参加をお願いしたところ、参加していただき、いろいろな地域から参加があり、活発な会であったと報告がありました。

鈴木議員は、審議会自体が住民参加の機会として不十分とのご認識をお持ちであると拝察いたしますが、町といたしましては、さまざまな世代や女性にも

委員になっていただくよう努めております。

また、審議会は、そもそも執行機関の附属機関として審議、助言をいただく機関でありますので、審議会だけで、住民の方々の意見をくみ取ろうとするのではなく、アンケートやワークショップ、公聴会、さまざまな方策で、住民の参画と意見の反映を図っているところをご理解ください。町民の皆さまの幅広い意見をいただくよう努力しておりますが、参加方法等が伝わっていないこともありますので、周知方法なども今後は検討してまいります。

4番目の質問ですが、審議会の委員を公募して、選定したケースは確認できませんでした。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

一般公募をしたほうがいいのではないかと考えています。どうでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほどの質問につきましては、地方自治法が審議会を初めとする附属機関を置くことができるとしているのは、外部からの知識経験等を行政執行の参考にするためでございますので、附属機関の構成は、学識経験者、関係団体の代表、関係行政機関の職員等によって組織しています。審議会の設置目的はさまざまですが、土庄町が現在設置している各審議会は、土庄町の附属機関、諮問機関として設置しているため、住民の方々の参画については、住民の代表である議会にお願いしたり、先ほど答弁した方法で意見をいただいております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

ということは、一般公募すべきではないと考えているということでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

すみません、審議会のあり方について先ほど説明しました。諮問機関として設定しております。また、行政の附属機関として考えておりますので、その他の意見を聞く場合には、住民の方からのワークショップ、ちなみにワークショップは出られてますか。そうですか。ワークショップは数多くやっておりますので、例えば、シンポジウム等もやっております。そのあたり参加していただ

くことと、議員でありますので、それに参加するよう促していただきたいと思
います。そのあたりの意見をわれわれが幅広く聞き、お受けしながら、行政運
営に反映させていただきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

町長のお考えも本当にすごくよく分かりました。

ちょっと私が雑な質問したのもすごく認識していますが、そういうくくりとか
そういう審議会はそうあるもんだ。今まではそうだったっていう型を破らない
といけないのではないかという提案なんです。まず、もう審議会ってそういう
大所帯に構えるものではなく、とにかく今このままでは、衰退の一途をたどる
っていうのはもう目に見えてます。そうすると、若い人、新しい人、ちょっと
突飛な意見かもわかりませんが、そういう話とかができるような審議会もあり
だと思っておりますし、他市町では審議会を公募してるところは高松市とかもあり
ます。ただ、かなりハードルが高いのは聞いております。

そもそも私はそういうことで、その一つ一つの審議会が何がどうで、どこを
詰めていくかっていうことよりも、まず町の在り様自体を揺さぶるような大変
革を起こさないといけないんです。それには、やっぱり審議会っていうすごい
かたい、高度の部分にいろんな人が入ってくるっていうのは一つのありようで
はないかっていう私の提案です。

最後のあれなんですけど、行政の住民参加が目的の一つとなっているのであ
れば、もっともっと住民の身近なものにしなければならないと思っております。
私も今回初めて審議会というのが、こういうものだっていうのを認識しました。

審議会ごとに、目的や委員名簿、審議結果等を広報等などで報告する必要が
あるのではないかと思います。これについて答弁をお願いします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

鈴木議員の 6 点目のご質問にお答えさせていただきます。

「第 7 次土庄町総合計画」を審議する土庄町振興計画審議会につきましては、
町のホームページに設置目的と開催情報を掲載しております。また、当審議会
で審議された「第 7 次土庄町総合計画」はパブリック・コメントを実施してお
り、町民の皆さまにも、ご覧いただける機会を提供させていただいたところ
でございます。

その他の審議会につきましても、今後、審議会の設置目的や委員名簿などの
情報につきまして、適宜情報発信できるよう、まずは各審議会において審議し

てまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

前向きな答弁だと私は取りましたので、ぜひ今後よろしく申し上げます。では、2つ目お伺いします。

効果の薄い団体への町単独補助金の整理。1つ、現在町単独の補助金を支出している団体数はいくつありますか。また、それらに支出した金額の総計をお伺いします。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

国や県の補助がからまない町単独による各種団体への補助金の交付は、令和4年度の決算で180団体、1億7725万7千円で行いました。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

すいません、ちょっと多くて驚いてるんですけど。

2つ目の意見、この中には、補助金の効果が薄い団体への町単独補助金が見られると思います。先ほどの大野議員とかぶりますけど、北部みらい大変いろいろやられてるという報告がありますけれども、設立が5年経っても自走できないとか、自立できないというのはいかがなものかなあとも思います。町財政には余裕がないといつも「こうしてほしい」とか「こういう事業はどうですか」といった、いつも言われるので、それでしたら、その180団体を精査して、町の運営は、私はシンプルが一番だと思うんです。なので、先ほども言いましたけど、北部みらいっていうのが、ちょっとどうしても不透明に見えて仕方がないので、シャッフルして、ちょっとずつでもそういうのを整理して、このような補助金を整理、縮小を検討して効果の高い、例えば子どもの給食費に振りかえるとか、そういうふうにしてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは財政担当課として、補助金また助成金の基本的な考え方を述べさせていただきます。

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

予算編成の基本的な考え方といたしましては、あらゆる財源の確保に積極的に取り組むことに加えて、各事業の費用対効果を念頭においた不用額の削減を行うことが、将来にわたり健全な行財政運営を維持できるものと考えております。

従って、各種団体への補助金につきましても、当初予算の編成過程において、その必要性や効果が適正であるかの見直しを行うとともに、補助率や対象が適当であるかの再評価を行い、廃止、縮小、統合などに努めることとしています。

また、交付先団体の収支状況を把握し、繰越金があるものについては検討することとしており、各課にも予算説明会等でその周知をしているところでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

でも佐伯課長からすると、すべてちゃんと検討して、はい。これ以上減らす事業はないというご認識ということ。やっぱり、お金今から潤沢にお金が回ることはまずないので、そうすると、福祉を主体に考えるのであれば、どこ、何かをしたいんでしたら何かを削らないといけないという考え方に基きますと、ちょっと、やっぱり私は180団体というのは多過ぎるような気がします。このあたりは、ちょっと平行線になるのかもわかりませんが、もうちょっと、こう絞っていただきたいなというのが私の要望です。

では、3つ目最後の質問にいきます。

人権教育について、現在、「福田村事件」という香川県の関連する映画が公開されています。100年前の関東大震災後のデマによるあつてはならない事件、朝鮮人大虐殺の折、朝鮮人に間違われて、香川からの行商人が殺害された事件を描いた映画です。9月1日の朝鮮人虐殺慰霊の日には、慰霊祭反対団体のヘイトスピーチや妨害行為があり、昨今ますます厳しくなっていると報道されています。人は生まれながらにして、いつでも、どこでも、誰でもが自由、平等、安心して生きる権利を持っています。そんな人権意識を身につけるには、幼いころからの教育が重要だと思います。

女性、子ども、障がい者、国籍、少数者などの人権教育の充実を訴えたいですが、町の取り組みをお伺いします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

本町では、教育委員会と人権推進室が事務局となり、土庄町人権同和教育連絡協議会を組織しており、学校、行政、住民の連携による町民啓発に取り組んでおります。また、土庄町男女共同参画推進委員会による啓発活動や人権講演会、人権フェスタでの講演会および人権啓発作品展・パネル展の開催など、町民の皆さまにさまざまな人権問題について提起を行い、啓発活動に努めております。

8月の同和問題啓発強調月間には、町広報や防災行政無線など町で広報できるものを使って、部落差別の解消に向けた取り組みについて周知、啓発をしております。

富丘文化センターや各児童館においては、地域の人の生活相談等、随時支援を行っているところであります。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

教育総務課からは、学校における人権教育の取り組みにつきまして、お答えいたします。

土庄町人権同和教育連絡協議会では、担当者部会を毎週水曜日の午前中に開催し、こども園、小・中学校、支援学校、高校および住民環境課と教育委員会の担当職員が集まり、町の人権同和教育の推進について理解を含め、実践が図られるよう協議や研修を行っています。そして、その内容等を各学校や園、関係機関に持ち帰り、情報共有をしております。

さらに、人権同和教育連絡協議会の研修会を毎年6月初旬に、こども園、小・中学校の全教職員および行政の担当職員、新任職員を対象に実施しています。この研修会では、町の人権同和教育の研修として、事例発表や講演会、意見交換等を行い、各教職員等の資質の向上に取り組んでいるところです。これらの取り組みにより、児童・生徒へのより充実した人権教育を推進しているところであります。

そして、学校での人権教育の成果発表の場として、毎年11月、12月ごろに土庄町人権フェスタを開催しています。平成21年に初めて開催し、今年で15回目を迎えることになりました。学校での人権教育の発表の場として、この取り組みは、県内の教育界においても高く評価されております。しかし、残念ながら、町民の参加者がまだまだ少ないところですので、鈴木議員におかれましても、積極的に参加を呼びかけていただきまして、土庄町の人権教育を会場で一緒に実感していただけたらと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

先ほど、教育課のお話ですと、人権教育イコール同和教育っていうふうには、それは絶対とは思いませんけど聞こえてしまうんですね。人権教育っていうのは、もっと深いところで存在意義とか、存在の価値感を当たり前のように身につけているっていう感覚なので、ちょっといかんせん日本自体がその人権教育っていうのに熱心かという、なかなか私はそうではないと思ってるんですけど、ちなみに、今人権教育を、今、子どもが、何でしたっけ、ひろゆきっていう人の論破とか、逆に差別とか、そういう人をおとしめるのはきつくなってる風潮があると言われてるんですけど、そのあたりどのようにお考えでしょうか。そういうのを、何とかこうもうちょっとこう、はい。

○議長（濱野良一君）

教育長 港育広君。

○教育長（港育広君）

人権教育というのは、誰もが幸せになるための学習だということで、土庄町の小学校・中学校では、年間を通して学級活動や道徳科と関連しながら、さまざまな人権課題に気づき、具体的に行動がとれるよう人権教育に取り組んでおります。実際に、例えば土庄中学校におきましては、総合学習の時間、一年生であれば、年間 50 時間あるんですけども、そのうちの 40 時間が人権同和教育、人権学習をしております。内容としましては、仲間づくりということで、ミニ心の集いを行って意見交換をしております。

また、バリアフリー学習としましては、視覚、聴覚の疑似体験、また車椅子体験を実際に行っております。また、選択制のコースベース学習としましては、身体障害者、それから視覚障害者、障害、身体障害、視覚障害、聴覚障害、知的発達障害の学習に取り組んでおります。また、それと部落問題学習も行っております。

2 年生におきましては、さまざまな人権が人権問題学習としましては、女性差別、子どもの人権、障がい者の人権、外国人の人権、LGBTQ の人権、感染者の人権、また、同和問題というふうなことを行っております。

また、3 年生におきましては、仲間づくりということを行う。また、平和学習としましては、長崎への修学旅行の原爆の脅威、戦争の悲惨さ等を学習しております。および部落問題学習としましては、結婚差別の問題学習、自分の差別意識等を向き合う。また条例、それから法、そういうことについて学んでおります。

また、実際に LGBTQ の当事者に来てもらいまして、昨年度であれば、中学校では 2 年生、小学校 5 年生だったかな、来ていただいて講演をいただいております。

るというふうなことを行っております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

学校において、さまざまな取り組みしていただいているのは十分認識しました。

ただ、本当の本質的なところっていうのを、ちょっと質問が、ざっくりし過ぎてなかなかあれなんですけど、今の、今の日本の現状として差別が緩和されてきてるっていうご認識はありますでしょうか。

ていうか人権が、ちょっと私はもう今差別が助長されてるんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの認識、今の世の中、子どもさん含めて。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

鈴木委員の質問の通告書の方に女性、子ども、障がい者、国籍、少数者などというふうな文言をいただいております。この中で、国籍と少数者の間には、おそらく線が入ります。そして、差別の中にはハンセン病患者さん、こちらは女性、子ども、そちら側に入ります。土庄町でやっておるその部落問題、同和問題に関しては右側、少数者の方に入ります。こちらの境が何かというのは、見ただ目で分かるかどうかということになります。

学校の方で、見た目で女性、子ども、障がい者、国籍、ハンセン病、こちらの方の教育というのは、もう十分にやっております、実際のところ、見ただ目で差別をするような事例は皆無です。ございません。一方の少数者、それから同和問題、こちらについても差別という話はほとんどございません。しかしながら、今後、どのように、その子たちが成長していくかというところがありまして、その目に見えないもの、分からないものというものに対してものすごくこう恐怖感があって、いろいろな荒唐無稽なうわさとかを信じるようなことがあります。そういうことに対して、ならないように正しい認識、知識を入れていただくために、同和問題、そういうものにスポットを当てて、今、教育をしております。そして、この教育をした後、この小豆島を旅立つといいますか、社会に出ていく中で、さまざまな経験をして、この正しい認識知識のもとに、いろいろなことを自分で考えて行動していけるような人材を育てていきたいと思っております。それはつまり、差別を助長するようなことではなく、それを抑止して、自分たちできちんと考えていくような、そういう子どもたちを育てるような教育をしている。そういうことでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

堀課長がおっしゃっていただき、たいへんありがたい。そういう認識で、私に代わって言っていただいてありがとうございます。その方向性でぜひよろしくをお願いします。

最後に、人権が理解され身についていれば、差別やいじめの問題は発生しにくいと言われていています。人権教育が万全なら、その国は戦争も起こりにくいという専門家もいます。ぜひ、人権教育、なかなか日本では難しいと思いますけども、今後も頑張っていっていただきたいと思います。私も一緒に勉強させていただきたいと思います。ありがとうございました。本日は、これで終わります。

○議長（濱野良一君）

3 番 宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

3 番、宮原です。まず、最初の質問です。

今年 3 月 20 日に土庄町が、土庄町土地開発公社から購入し、所有権移転登記した土庄町灘山の 6 万 7792 平方メートルの土地について、過去さまざまな問題があり、今に至っておりますが、このまま塩漬けするわけにもいかず、少しでも利用価値を見いだす必要があると考えております。

この土地の現状と、今後の展望につきまして、土庄町の考えを問います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

土庄町土地開発公社から購入した灘山の町有地につきましては、平成 23 年度に一般廃棄物最終処分用地として公社が先行取得したものでございます。その後、当該土地の法面是正や緑化計画について協議が難航し、また、法面是正や緑化等の措置には莫大なコストがかかることから、町がこれを行うのは不可能であり、民間事業者とも土地交換の協議も含め、当初の目的の遂行について努力してきたものの、目途が立たずに昨年 11 月に最終処分場の候補地から外したところです。

当該土地につきましては、公社が 10 年余の間、保有してまいりましたが、当該土地の利用目的の目途が立たなくなったこと、および先行取得に要した費用は金融機関からの借入金で賄っており、金融機関への利息も嵩んでいたため、無駄な利息負担を回避するためにも、昨年度末に町が買い取った上で、今年度

から普通財産として総務課が管理することとなっております。

この土地の今後の利用活用につきましては、将来的には砕石の採取計画が進んでいく過程において、3工区として計画が進む際には、採石事業者に貸し付けるなどの見込みが考えられます。一方、町が利活用していく際には、採石法との絡みを解決する事が第一であり、その方法等についての県との協議なども必要であることから、現時点では、明確な使用用途は決まっておりますが、町が莫大な費用を投じることなく有効活用を図っていくことが肝要であると思っております。中長期的に対応してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

今後この土地の利用につきまして、協議しなければならない関係部局、今言われたように、採石法の関係は香川県の土木管理課、それから臨時開発関係はみどり保全課、環境関係は環境政策課、そして国立公園であるために環境省の高松事務所など、多岐に渡ろうと思います。これは、土庄町の職員だけでは相当厳しい調査になるかと思っておりますので、大学の先生やコンサルタントなど、専門の知識を持った方のアドバイスをいただきながら進めていただきたいと思います。

それでは次の質問です。

戸形小学校跡地のサウンディング型市場調査につきましては、6月議会でも質問いたしましたが、その後3カ月が経過しました。4月21日付で、調査結果の簡単な概要がホームページで公表されていますが、香川県下の他の自治体を実施し、公表している結果概要に比べても余りにも簡単すぎます。先日の閉会中の総務建設委員会でも調査結果についての、これ以上の報告はありませんでした。柳、千軒、小瀬の3自治会では、説明会が行われたようですが、そもそも町の政策として実施したわけですから、3自治会でのさまざまな意見も広く町民に報告する必要があるかと思っております。

そして、私が最も心配しているのは、ホームページ上で、町の今後の対応として、令和5年度に民間事業者による利活用に向けた課題を整理していくこととすると記載されております。このことは、今後、町は戸形小学校跡地にホテルやマンションを誘致するということでしょうか。グラウンドゴルフの利用者や、体育館利用者、何よりも地域住民が不安に思っておりますので、今後の展開につきまして、お伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

宮原議員の 2 点目の戸形小学校跡地のサウンディングの調査結果について回答いたします。

戸形小学校跡地のサウンディングの調査結果と今後につきましては、6 月定例会での一般質問の答弁と重複する部分もございますが、調査の結果といたしましては、6 月の閉会中の委員会でご説明申し上げましたとおり、4 事業者から具体的な提案がございました。その後、地元に対し、5 月 22 日に 3 自治会の自治会長を始め、役員の方々に集まっていただき、調査結果の報告をさせていただきました。さらに、6 月定例会の一般質問の答弁でも申し上げたとおり、7 月 5 日、6 日、13 日の 3 日間、それぞれの自治会において、自治会員の皆さんにお集まりいただき、調査結果の報告をいたしました。

サウンディング型市場調査は、あくまでも「民間事業者が魅力と感じるような市場性があるのか、民間事業者ならどのような利活用を考えるのか」を調査することを目的に、自由な発想に基づく提案を受けたものでございます。

今後につきましては、それぞれの自治会での報告会でいただいたご意見を踏まえまして、自治会の皆さま方と戸形小学校跡地の在り方について、さらに話し合ってもらいたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

戸形小学校の跡地につきましては、すぐそばの丘の上のすばらしい景観の小豆島発のワイナリーが完成し、今、新たな観光スポットとして売り出しております。そして、小学校跡地横の小瀬漁港からは、渡船で 10 分程度で小豆島オリブ牛の小豊島に行けます。小豊島は、先日、所さんの番組でも紹介されておりました。

そして小瀬にはですね、日本遺産、重岩がございます。景観に配慮し、これらを組み合わせたら、戸形小学校跡地はエンジェルロード以上の観光スポットになるはずですよ。地元住民や、域学連携の学生、地域おこし協力隊などに協力をお願いし、戸形小学校跡地の未来像を作ってはどうか。町長、何かお考えがありましたらどうぞよろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

宮原議員の質問にお答えさせていただきます。

今のところはですね、住民のご意見を聞くような時間を取っておりますので、今後、宮原議員の先ほどの質問を参考に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

分かりました。これ現在の土庄町内、少し話がずれるんですが、2カ所の場所において、ホテル建設が予定されているとの情報があります。

1カ所につきましては、戸形小学校にほど近い場所でございます。せっかく民間の進出ですから、雇用やにぎわいなど、いろんな意味で協力するのが町の役目であろうと思います。戸形小学校跡地をホテルに売却の方に向かうということは、また民間を圧迫することになるかと思しますので、その辺は私は心配しております。

それでは、3番目最後の質問です。

現在、土庄町の広報とのしよは毎月5日発行で、自治会等の協力で各世帯には10日までには配布されている状況であると認識しております。ところが、県下の小豆島町を含むほとんどの市や町が、毎月1日発行であり、配布開始は毎月20日過ぎからで、1日には配り終えているという状況です。つまり、土庄町の住民が香川県のお知らせなど、各種の情報を知るのは、他の市町に比べて10日あまり遅くなり、決して望ましい状況とは思えません。とくに、小豆島町とは観光協会の一歩化や、共同開催のイベントもあり、情報共有をしなければならぬ現状を考えますと、両町の広報誌の発行日を合わせる必要があろうかと考えますが、このことにつきまして、執行部のお考えを問います。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、宮原議員のご質問にお答えいたします。

町の広報誌につきましては、町が行うさまざまな事業や制度の周知、またイベントや各種団体の活動のお知らせなど多岐にわたり、ホームページや防災行政無線放送などとともに、町民の皆さまへ町政に関する情報をお知らせする主要な伝達手段となっております。

一方、小豆島全体としての活動や小豆島町と土庄町の2町で連携して取り組む事業など、小豆2町で同じ情報を各町の住民に周知する機会も数多くございます。その際に、町広報の発行日が、小豆島町が毎月1日、土庄町が毎月5日であることから、住民への情報の周知にタイムラグが生じ、土庄町の住民の方に不利益が生ずる可能性も考えられます。

そこで、宮原議員がおっしゃるとおりなんですが、県内の各市町の広報発行日を調べたところ、土庄町の毎月5日は、直島町の毎月10日に次いで遅く、8市9町のうち12市町が毎月1日発行という内容でございました。

国、県等が主催するような各市町共通の事業や小豆 2 町で実施するようなイベントや行事など、町民へ周知を行う場合には、できるだけ小豆 2 町間で情報の伝達に差が生じないように、発行日の見直しを検討してまいりたいと考えております。

配布作業を含め、調整を要する事柄もありますので、現時点では、いつから発行日を変更するかは、まだ申し上げられませんが、鋭意進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

担当課には大変なご苦勞をおかけしますが、お金もかからず、町民の不利益を解消できると思いますので、関係者とよく協議して、ぜひ実現していただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

11 番 福本達雄君。

○11 番（福本達雄君）

11 番、福本達雄です。

路線バス運行維持確保と、路線バス以外の交通手段についてお尋ねします。

まず 1 点目、2024 年から適用される改善基準告示の改正により、バスの運転手の業務が終了してから、次の業務開始までの時間が原則的に 9 時間を下回らないことと定められている。オリーブバスの運転手の人数が十分でない中で、現在の時刻表での運行が維持できないと予想されるが、運転手の不足や減便について、町の考えを尋ねます。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員のご質問にお答えいたします。

福本議員ご指摘のとおり、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」が一部改正され、トラック、バス、ハイヤー・タクシー等の自動車運転者に対して、拘束時間の上限や休息期間に関する基準が 2024 年 4 月から設けられます。この基準では、運転者の業務が終了してから業務再開までの時間、いわゆる「勤務間インターバル」が、「継続 11 時間以上を基準として原則 9 時間を下らないこと」とされており、現在、8 時間の勤務間インターバルで運用している小豆島オリーブバスは、人手不足などの理由から 9 時間のインターバルでは、現在のダイヤを維持できない状況となっています。従って、オリーブバスは、解決策

を模索するために、「路線経路の見直し」それから「運行時間の改正」、「各路線の便数の見直し」等を基本とした対策を検討しています。

具体的には、路線経路の見直しとしては、例えば北回り福田線であれば、福田港から土庄港を経由し、小豆島中央病院を終点とするなど、オリーブタウンでの乗り継ぎなしに目的地まで行く経路を検討しております。運行時間の改正では、朝の始発時間を遅らせ、夜の最終便を早めるなど時刻の調整を行うとともに、利用者の少ない便については、最小限の範囲で減便を計画しております。なお、ダイヤ改正の時期は、法改正に併せて来年4月を予定していると伺っております。

さらに、オリーブバスでは、持続可能なバス路線の運営を念頭に、運転手の確保にも努めています。求人募集の際には、年間休日数の増加や賃金の見直し等も行い、島内だけでなく島外からの運転手確保にも焦点を当てています。このようにオリーブバスでは、法改正に対応し、利用者の利便性をできるだけ損なわないよう、町とも協議を行いながら対策に取り組んでいますが、先ほども述べましたように、現状のバスダイヤをそのまま維持するという事は困難と伺っているところです。

ダイヤ改正により、住民の皆さまには何かしらの影響を及ぼすものと存じますが、町といたしましても、引き続き生活の足である路線バスの運行には、さまざまな支援を行い、地域公共交通の維持確保に努めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○11番（福本達雄君）

バス運転手にかかわらず、どの業種でも人材不足と呼ばれている中ですが、大切な路線バスなので、より一層運行維持への取り組みをよろしく願います。

引き続き、路線バス以外の交通手段についてお尋ねします。

路線バス以外の交通手段として、福祉バスや社会福祉協議会が実施している「ふれあい送迎サービス事業」など、福祉関連の運行がありますが、利用実績はどうでしょうか。

利便性を配慮し、路線バスの運行を補う今以上の施策は検討されているのか、お尋ねします。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

福祉バスの年間利用実績としましては、直近 5 年間では、平成 30 年度 1073 件、令和元年度 925 件、2 年度 722 件、3 年度 640 件、4 年度 556 件と毎年減少傾向となっております。

土庄社協が行っております、ふれあい送迎サービス事業につきましても平成 30 年度 18 件、令和元年度 27 件、2 年度 22 件、3 年度 23 件、4 年度 23 件と件数的には少ない状態で推移しております。

福祉バスは、路線バスのない地域（滝宮、見目空地・ナベワ、小馬越、笠滝地区）の高齢者等に対し、町内医療機関への通院の便宜を図るために設置されたバスです。この地区と中心部を一日 3 便（往路 1 便、復路 2 便）運航しております。また、ふれあい送迎サービスについては、基本的には、町民税非課税世帯の 65 歳以上の一人暮らし、または高齢者世帯および障がい者を対象に実施している事業であり、ボランティアによる運転手が少ないため活動実績が少なくなっております。

両事業とも、そもそもは福祉目的の事業としてスタートしたものであることから、直ちに路線バスの運行を補えるものとは考えておりませんが、利用者が低迷している状況であるので、制度や方法の見直し等を含め、企画財政課や土庄社協とも協議しながら、望ましいあり方を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○11 番（福本達雄君）

路線バスですが、すべての路線で利用者が満足できる運行というのはかなり難しいとは実感しております。そこで、何らかのかたちで利用者の利便性を配慮した施策はないかと考えておりますが、実際、今の制度では、まだまだ足らんとお感じがあると思いますので、新たな施策が必要と考えられますが、その点どうでしょうか。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

路線バスの運行につきましては、先ほどの答弁いたしましたように来年の 4 月に、比較的これ大きな改正になると思います。その中でですね、やはりその路線の中には、旧小豆島バスからあまり路線の経路が変わってない路線もございます。そのところも、抜本的に見直しまして、ダイヤの時間体だけでなく、先ほど申しましたように、もう、乗ってない便については減便をして、必要などころには増便をまた考えていくと、そういうようなことも併せまして、地域公共交通協議会の中で検討していきたいと考えております。以上でございます。

ます。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○11番（福本達雄君）

本当に住民の足である交通機関は大切なもので、なくせないものです。

また、利用者の利便性にも大変重要になってくると思うので、いろんな施策を検討し、今後の住民の足の確保に努めていただきたいと思いますし、私の質問を終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開を13時10分、午後1時10分といたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時10分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

1 番、岡本真澄です。質問を 2 点させていただきます。

初めに、学校における働き方改革についてお聞きします。

まず、教員の長時間労働問題ですが、過労死のラインと言われている、月平均 80 時間以上の残業や休憩時間が取れない方もいらっしゃる現状が問題視されております。

また、超勤 4 項目以外での対応にも、日々追われたりと、近年、マスメディアにて多く報道されるほど大変な状況が続いております。

現在の学校現場を表すブラック学校という言葉もあり、教員の方々の常態化した長時間労働の問題は、全国的に極めて深刻な社会問題であります。

1 つ目ですが、土庄町におかれましても例外ではないと思いますが、教員の方々の就業時間は何時から何時まででしょうか。

また、残業時間はどのような状況でしょうか。担当課長にお伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

教職員の長時間労働につきましては、全国的な問題となっており、香川県や本町におきましても同様な状況でございまして、改善策を模索しているところでございます。

ご質問の教員の就業時間は、土庄小学校は 8 時 5 分から 16 時 35 分、土庄中学校、豊島小中学校は 8 時から 16 時 30 分でございます。

次に、残業時間でございますが、令和 4 年度の実績で申し上げますと、「土庄町立学校の教育職員の在校等時間に関する方針」におきまして、時間外勤務の上限時間は原則として 1 カ月に 45 時間としており、それに加えて、臨時的な特別の事情がある場合の上限時間は、年間 720 時間としているところであります。720 時間未満の者は、全体の 69.4%となっており、つまり、30.6%の教員が上限を上回る状況でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

先ほど課長の答弁にもありましたとおり、30.6%の教員の方々が上限の残業時間というかたちで、超えているというかたちなんですけれども、残業時間が最も多い方で大体どれくらいの何時間残業されていらっしゃるか、お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

最大の方で年間 923 時間、923 時間でございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

これだけ残業時間オーバーしてらっしゃる方が、令和 4 年度の段階でいらっしゃるといふかたちなんですけれども、5 年度突入しまして、何か改善等なされた部分があるのでしたら、教えていただければと思うんですけれども。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

本年度、各小・中学校に留守番電話を設置させていただきました。

緊急時は、役場の当直に掛けていただくようメッセージを流し、当直から私か、指導主事に連絡をいただくようにして対応をしております。緊急時以外は、できるだけ次の日にかけていただくようお願いをしております。

次に、超過職員がいなくなるように、校長会で指導を行っております。

また、超過職員には校長、教頭による面談、個別指導をしていただいております。

それから 4 点目ですが、教育委員会の負担軽減の方策、要望の聞き取り、それらを各学校から行っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

いろいろと対策の方考えていらっしゃるといふかたちで、何とかそうですね。減していただければと思います。学校では、さまざまな事情の生徒の方々に対応されておりますので、丁寧に対応すればそれほど超過勤務や残業が増えていくと思います。しかしながらですね、教員の方々の精神的、体力的な負担が増加すればするほど心身が消耗してしまっていて、教育の質も下がっていくと思われまます。どうか教育委員会の方としましても、適切なサポートをしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

2 つ目ですが、現在、さまざまな職業で働き方改革が進んでいると思います。そこで、教員の働き方改革についてお伺いいたします。

平成31年に文部科学省より、学校における働き方改革に関する取り組みの徹底についてという通知がございましたが、土庄町の学校における働き方改革の取り組みは、現在まででどのような状況でしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

平成29年6月22日から31年1月25日まで中央教育審議会で学校における働き方に関する審議が行われ、29年12月26日に文部科学大臣決定の「学校における働き方改革に関する緊急対策」、そして、31年3月18日付、文部科学事務次官名で「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」の通知がございました。

その中では、各教育委員会における取り組みの状況を把握し、公表するという事で、各教育委員会への調査協力要請がありました。香川県教育委員会では、平成30年3月に教職員の働き方改革プランを策定し、各市町でも策定あるいは公表をしております。

本町でも、策定を進めておりまして、本年8月と9月の定例教育委員会で案について協議をいたしております。策定には、もうしばらくお時間をいただきますが、策定しましたら、議員の皆さまにもご報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

策定中というかたちでおっしゃっておりますが、もし、できるならば具体的な内容とあって、聞けたりできますでしょうか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

先ほどご質問いただきました、長時間労働への対策、それから教職員の業務権限に関するものが主なものとなります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

それって一体どういったものか、もう少し詳しくお願いします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

再質問にお答えいたします。

具体的に申し上げますと、長時間労働への対応としまして、事務支援員の導入、それから統合型校務支援システムの導入等に関する検討、それから、部活動の地域移行につきまして、そして学校支援ボランティアの積極的な活用などとなります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

いろいろと考えられてると思うんですが、効果の方は、どの程度あると思っ
てらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

まずは、人が足りていないということが問題です。われわれも講師の募集を
随時行っておりますが、教員免許が必要となりますので、なかなか人材がおら
れません。そうしますと、教員免許がなくても、できるところからサポートを
していきたい。そのように考えております。事務支援員も、先ほど申し上げま
した事務支援員も慣れてきますと、保護者対応等、電話対応することが可能と
なりますので、負担軽減に繋がっていくのではないかと、そのように考えてお
ります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

ありがとうございました。

土庄町としてもしっかりと考えられているということがわかりました。

先ほどの学校における働き方改革に関する取り組みの徹底についての中で、
文部科学省では、学校における働き方改革を強力に推進するため、文部科学大
臣を本部長とする学校における働き方改革推進本部が設置されておりますが、
こちらはご存知でしょうか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。存じております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

令和 5 年 8 月 29 日に、学校における働き方改革推進本部が第 7 回が開催されました。ご存知かもしれませんがそこであったものが、文部科学大臣のメッセージを 3 点ほど、僭越ながら内容は少し割愛してご紹介させていただきます。

まず 1 点目、国が先頭に立って改革を進めます。

2 点目、学校教育委員会はできることは直ちに実行。

3 点目、保護者、地域住民の皆さまへ。と、この中で、2 点目の学校、教育委員会は、できることは直ちに実行では、働き方改革は国だけでは進みません。改めて、一人一人の教師の勤務時間管理および健康管理、業務分担の見直し等の責任を有しているのは、各校長であり、サービスを監督する各教育委員会であるということを、すべての校長先生および教育長の方々にご確認いただきたいと思えます。「これまでの取り組みで効果が見られた好事例は、相当蓄積されており、徹底した実行に移すべきときです」と、文部科学大臣のメッセージの中でありました。

このメッセージの中で、好事例というのを調べてみました。

文部科学省のホームページですね、令和 3 年 3 月に全国の学校における働き方改革事例集というものがございました。

目次では、ちょっと簡単に紹介させていただきますが、目次では、具体的に改善したい業務がある方へなど、5 つの項目が分かれており、続いて、かなりの量の取り組み一覧と、好事例提供校のインタビュー一覧と続いております。取り組み一覧の中から、2 つほど事例を抜粋してどういうものか紹介させていただきます。

まず 1 つ目、学習評価通知表の作成点検の項目で、押印欄の廃止、取り組み内容が通知表の押印欄を廃止した。

削減時間として、担当 1 人当たりの目安が 30 分の通知表 3 回ですので、年間 1.5 時間、事例提供校からの声では、導入効果として、押印の手間が減ったのと、理由を添えて削除したため、働き方改革の姿勢を保護者の方にも啓発できたと。課題対応として、担任が最終確認をしたかが曖昧になる。チェックを入れる表を用意し確認することとした。

2 つ目、業務分担の見直し。学級担任の項目で、級外教員の活用。

取り組み内容が、朝の電話対応や下校指導といった業務を担当以外で行うことによって、担任の負担削減を図った。

削減時間、担当 1 人当たりの目安が 1 日で 15 分の年間 200 日ですので、年間 50 時間、時間が削減できましたと。

事例提供校からの声では、担任の業務時間外勤務が削減された、今ご紹介さ

せていただいたのはあくまでも 1 例なんですけれども、このような事例集、というものが提供されているっていうことをご存知でしょうか、教育長にお伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

働き方改革事例集というのが、令和 5 年 3 月に改訂版が文部科学省から出ております。そちらの方を私も読ませていただいております。町内で本校、本町の各小中学校の方で、できるところはこれを活用していきたいなと思っております。ただ、なかなか本町にはできない面もありますので、そこは各学校と検討しながら、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

教育長もおっしゃるように、できるもの、できないもの当然ございますので、こういうことがありますよっていうね、きちんとしたものがございますので、しっかりと精査検討して、土庄町の教職員の方、また生徒のためにもですね、できるものから、ぜひ改善につなげていただければと思います。よろしくお願いたします。

次の質問に移らせていただきます。

放課後子ども教室を利用されている保護者へのアンケート調査が令和 5 年 7 月 18 日から 7 月 27 日に実施されました。

その回答率は 144 件中、利用者のですね、52.8%の 76 件の回答で、半数を上回っております。

その中で、次の年度も利用したいと思う方が 50 人近くいらっしゃいます。自由記載のコメントを含め、さまざまな意見もあったかと思われませんが、どのように考えていらっしゃるのか、担当課長、お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

今回、土庄町放課後子ども教室の全利用家庭に対しまして、アンケート調査への協力をお願いし、76 家庭から回答をいただきました。その結果につきましては、集計データを土庄町ホームページに掲載し、子ども教室利用家庭および町民へ広報しているところでございます。

アンケート結果から、利用家庭が子ども教室へ求めていることや思い、小学

生の放課後の実情など、ある程度把握することができたと思います。アンケート調査にご協力をいただいたご家庭には改めて御礼申し上げます。アンケート結果を受けて、今後、放課後子ども教室の運営をどのようにしていくかについては、各児童の放課後の過ごし方に関わる重要な事柄であります。現在、教育総務課も含め土庄町教育委員会全体で、今後の運営方法についての協議を進めております。

協議が整い次第、今後の運営方法について子ども教室の利用家庭の皆さまに周知と説明をさせていただき、利用家庭のご理解を賜りながら運営をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

しっかりとですね、教育委員会の方でも考えてらっしゃるというかたちで、ありがとうございます。

ただですね、今回のアンケート調査では、学年ごとの集計結果がないので、ざっくりとしたものになってしまってますので、せっかくの調査アンケートですから、しっかりとですね、今後活かしていける、より詳細なもの等ですね、もし、次実施するときはそういうふうにしていただきたいと思いますと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

宮原課長。

○生涯学習課長（宮原正行君）

岡本議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回のアンケート調査を実施した中で、教室によっては人数の関係で回答した個人が特定されやすいとなるのではないかという危惧もありまして、あえて、子ども教室利用者の学年をチェックする欄は入れなかったわけですが、岡本議員が言われるように、学年ごとのニーズを把握することも、確かに重要であると思いますので、再度アンケート調査等を実施する機会があれば、そのあたりは改善したいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

このアンケート結果もそうですね、自分も思ってたよりも、半分近くぐらいの方がですね、満足されてるというかたちで、すごく町の方も努力して頑張ってもらっちゃるといのが、保護者の意見からもですね、見えてくるものありま

すので、今後もですね、できる限りのサポート、改善等していただいて、これからもですね、利用者町民の方々の目線で頑張っていただければと思います。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（濱野良一君）

6番 井藤茂信君。

○6番（井藤茂信君）

6番、井藤茂信です。

今回は老朽危険空き家についてお伺いいたします。

管理不全の空き家については、全国的に問題となっております。香川県でも空き家は年々増えており、総務省の住宅土地統計調査では、平成30年10月時点で8万8000戸となっております。平成27年、空き家対策の推進に関する特別措置法が施行され、土庄町では、土庄町空き家等対策計画を、平成29年7月に策定し、調査を行っておりますが、土庄町内における空き家の状況についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

井藤議員のご質問にお答えします。

本町における管理されていない空き家については、平成28年度と令和3年度に実態調査を行っております。平成28年度調査では、空き家が1112戸存在しているとの結果でした。ここでいう空き家の判断は外からの見た感じで給水栓や電気メーターが作動しているかどうか。洗濯物やカーテン、窓ガラスの状況など生活感があるかどうか。郵便受けのたまり具合、ごみ等の不法投棄の有無、近隣での聞き取り情報等10項目から判断してのことです。

危険度の判定では、空き家1112戸のうち、ほぼ修繕が必要のない「A判定」が810戸で最も多く、次いで、小規模の修繕により再利用が可能な「B判定」が124戸、管理は行き届いていないが当面の危険性がない「C判定」が64戸、管理不十分で損傷が激しい「D判定」が28戸、倒壊の危険性が有り、解体などの緊急性を要する「E判定」が78戸、建物の状況が確認できない「不明」が8戸という結果でした。

この5年後に実施した令和3年度の調査では空き家が952戸として、前回比として160戸の減という結果でした。危険度の判定は「A判定」が707戸で103戸の減、「B判定」が111戸で13戸の減、「C判定」55戸で9戸の減、「D判定」22戸で6戸の減、「E判定」55戸で23戸の減、不明2戸で6戸の減という結果でした。この実態調査をもとに、平成28年度と令和4年度に空き家等対策計

画を策定しております。この間に空き家バンクに登録した物件は23件ありまして、契約して人が住むようになったのは、そのうち148件ありました。以上です。

失礼いたしました。空き家バンクに登録した件数は、総数が213件でした。のうち、契約したのが148件でございました。訂正いたします。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○6番（井藤茂信君）

ありがとうございます。

今回の今、発表いただきました調査結果から、全体的に空き家の件数は減少していると思われませんが、この結果は空き家バンクの制度に対する、成果があったのかなと思われれます。ほぼ修繕の必要がない小規模の修繕により、再利用の可能な建物は、空き家バンクにより利用され、人が住み、管理されれば、老朽化しにくくなると思われれますので、空き家バンク移住促進事業も、さらなる推進の活動をお願いいたします。

次に、土庄町では、老朽化し、倒壊の恐れのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、町内にある老朽空き家の除却を行うものに対し、補助事業をしていると思われれますが、事業の内容、流れ、効果、今後の見込みについてお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

2つ目の質問にお答えします。

平成28年度から、老朽危険空き家除却支援事業を実施しております。

この事業は、老朽化した元住居等を除却しようとする際に、補助基準を満たす一定以上の危険度と判定された家屋について、除却費用の8割、最大160万円までを補助するものです。

手順としましては、土庄町内の老朽危険空き家の除却を希望する申請者の家屋を審査し、国・県に要望をあげ、翌年度以降に国の交付決定額に応じて順番に本申請、除却工事、補助金交付を行っており、平成28年度の13件から始まり、29年度35件、30年度33件、令和元年度42件、2年度38件、3年度46件、4年度33件の累計240件の除却が完了しております。今年度も45件分の交付決定があり、現時点で約半数が除却完了しております。今後の見込みについては、補助該当の本申請待ちが25件、町広報の今年度7月号に掲載しました事前審査の希望者が現時点で31名おり、事前審査の判定を行っておりまして、補助対象家屋については来年度以降の交付決定額に応じて順次案内をしていく

予定であります。以上です。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○6番（井藤茂信君）

老朽危険空き家の除却、検討している方は多くいると、今の結果から多くいるとも思われますので、効率的な事業の推進をお願いいたします。

次に、老朽空き家について、町民の方々から相談を受けることがあります。

この今の補助事業では、老朽危険空き家の所有者からの相談があり、所有者への指導により、取り壊しを行っていると思われませんが、解体に応じない、連絡が取れない、所有者不明のケースの対応について、町のお考えをよろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

3つ目の、3点目の質問については、平成17年3月施行の土庄町美しいまちづくり条例第3条第2項には「町は、まちの美観維持、向上及び環境の保全について、町民等及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない」とあり、所有者等の責務としては第6条に「所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物におけるごみの散乱を防止し、当該土地及び建物を清潔にしておかなければならない。」とあります。法律では空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）があり、事案の発生から対応までが示されております。

所有者本人等から除却の相談があれば、除却支援事業を斡旋してまいりました。所有者以外からのケースでは、自治会等からの相談があれば、空家法第9条から10条の規定により、現地及び所有者を調査して連絡をとり、適切な管理を指導するとともに除却支援事業を斡旋するなどしております。

空家法第14条第1項の規定による指導・勧告を行ってもなかなか応じない場合には、土庄町空家等対策協議会にて、行政代執行を行うか、除却支援事業への斡旋を続けるかを協議することになっております。行政が除却を行う行政代執行は、行政代執行法第2条において、1. 義務が履行されない、2. 他の手段によって義務の履行を確保することが困難であること、3. 義務の履行を放置することが著しく公益に反すること、が要点とされております。しかしながら、全国的に代執行の実績は少なく、あくまで個人の資産であるため所有者等からの損害賠償訴訟のリスクがあること、代執行に要する費用は解体設計から公共単価での除却工事の全てとなるため高額となり、所有者等に請求しても回収の見込みが難しいなどがその要因となっております。

相手方が不明な場合は、略式代執行という実施方法になりますが、相続手続きが行われていない場合が多く、その場合には関係者が多数に広がり、代替わりなどで追いきれないなど、より実施が難しいとされています。

代執行にあたっては、代執行計画の策定から関係機関等や近隣住民への説明、水道・電気・電話事業者への措置依頼、執行本部の設置、物件の現況調査、搬出動産の保管場所の確保等の手続きを経て、除却工事の設計除却工事の入札、契約締結を行ってから代執行令書の通知等の手順を経て代執行実施、除却工事の検査、支払いを行い所有者への納付命令という非常に多くのステップを踏む必要があり、所有者が行う除却工事に比べて執行までの期間がかなり長くかかる問題もあり、できる限りの説明と説得を行い、除却支援補助事業を活用して除却してもらいたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○6番（井藤茂信君）

ありがとうございます。

町としては、行政代執行のデメリットである解体資金の回収、そこに至る手続きの煩雑さは少なからず、土庄町に不利益をもたらす可能性もあります。

しかしながら、現在、管理不全の空き家が自然災害により倒壊し、周辺の家屋や人に被害があった場合、災害時に道路が通れなくなった場合などを考慮すれば、そのまま放置できる問題ではありません。

今後に向けての対応策検討を積極的によろしくお願いいたします。以上で、質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

2番 石井亨君。

○2番（石井亨君）

2番、石井亨です。質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今般、第7次総合計画が策定されて本会議に上程されています。

総合計画は1969年に地方自治法改正により、市町村の基本構想をみずから定めなければならないということが規定されて、同年土庄町でも最初の基本構想が策定されました。

地方公共団体としては、最上位計画として位置付けられていて、まちづくりの設計図と呼ばれたりすることもあります。総合計画の目的は、そのまちの将来像を明らかにし、目標達成のための道筋を明らかにすることにより、計画的、効率的な行財政運営をすることが目的となります。一般的には基本構想10カ年、それに基づく基本計画が5カ年、さらに実施計画が1年とされることが

多いようです。最上位計画ですから、当然その中身は、庁内全部署、全職員の行動の指針となる、そういう性質ですし、また財政運営、あるいは人事運営ですね、人材運営の指針にもなります。そして、総合計画はPDCAサイクルの核となるという、こういう性質になりますが、そういう意味では個別分野の諸計画も包括したマネジメントの核になるということが期待されるものです。

今回の、今般の総合計画というのは、総合計画、基本構想と基本計画までで、実施計画はこの中には存在していません。当然、この傘下に実施計画に相当する各種計画が存在すると思いますが、法的に義務づけられたもの、あるいはそうでないものを含めて、町には一体どれほどの計画があるのか、その関係性、所管する機関とともにご説明をいただければありがたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

本町における各種計画の中には、内部管理のための計画や補助事業申請に必要なとされる事務計画のほか、施策の方向性やビジョンを明確にし、それを実現するための方法や手段を示すため、「地域住民の関わりが重要」となる計画がございます。各種計画の策定数につきましては、地域住民の参画を求めるものとして、現在 25 の計画等が存在し、その内、法に基づく法定計画が 23 件、残りの 2 件は「総合計画」と「ランドデザイン」となっております。なお、法定計画 23 件の内訳は、策定義務が課せられているものが 13 件、努力義務が 7 件、任意の策定が 3 件となっております。

各計画の関係性につきましては、町の最上位計画である土庄町総合計画がピラミッド構造の最上位に位置し、土庄町まち・ひと・しごと創生総合計画および土庄町ランドデザインがその下に、そして各課の個別計画がさらにその下に横並びに位置するという関係となっております。

計画期間につきましては、主なもので 3 年、5 年、10 年など、その必要性に応じてその期間もさまざまとなっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

ありがとうございます。

勉強不足でして、各担当課にですね、「まちの計画っていくつぐらいあるんでしょう」と言ったら、なかなか明快な答えが出てこなくて、正式にこの場でちよつと聞いてみようということになったわけですが、これだけ計画があるとそ

の整合性の整理だけでも相当厄介な作業になるのではないかという気がします。

その総合計画ですけれども、義務化から 44 年経過した 2011 年、法改正でそれ以降は義務ではなくなりました。その際にですね、一般的に指摘されていたことに多くの地方公共団体が総合計画を使いこなせていないという評価が一つあります。確かに一昔前はですね、計画したから予算化したとかですね、そういう対応もあったり、何のために策定した計画か、そして成果の評価は何で行うのか、その成果達成のためにこの予算化を本当に必要なのかといったことが、時代や状況が変化しても対応が検討されないなど、形骸化してるような状況というのも見られたように思います。

それから、策定するには手間がかかるけれども、冊子になったら使わなくなるという話も、昔はよく耳にしました。

総じて、全国的には箱物の優先順位を決める程度の役割を果たしたかもしれないが、なかなか地方には使いこなせなかったと言われていています。

併せて、離島振興計画についてもお伺いします。

今年は、離島振興計画策定年ですので、すでに 7 月 20 日に公開されています。ネット上で公開されていますが、これは総合計画とは違ってそれぞれ町を構成する島の単位、土庄町については、小豆島の計画、沖之島の計画、小豊島の計画、豊島の計画とそれぞれの計画になります。実はこれもですね、私、てっきり、離島振興計画の策定に議会は何らかの接点があるものだと思ってたんですけども、これは特にありませんでした。離島振興法というのは 1953 年に制定されて、時限立法であるために 10 年ごとに延長されています。全国有人離島 418 島のうち、259 島がこの指定離島であり、離島振興計画を持つことになります。計画策定には、住民の意見を反映することってのが求められていますが、本年の総合計画、離島振興計画等について住民が参画する機会はどうのように設けられていましたかというのが質問の趣旨なんですけれども、先ほど午前中の質問でですね、町長さんの方から、非常に丁寧に総合計画への参画の機会というのをご説明をいただいておりますので、この部分は割愛していただいて結構です。よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

この離島振興計画につきましては、これは県の事務計画の位置付けとなりまして、離島活性化交付金を申請するために必要な計画と理解しております。従いまして、土庄町での公聴会やパブリックコメントは実施していません。

また、この計画を策定するためには、離島有する県内の関係市町に意見を調整することとされておまして、昨年については、豊島、小豊島の自治会長様

にご参加をいただき、ご意見をいただく場を 2 回ほど設けております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

ありがとうございます。

離島振興計画の実態というのは、町が原案を書いて、県が県内離島を集約して県の計画として出して、国が承認するというこういう手続きなんだろうと思いますけれども、そうですね、わが県には人の住む離島が 24 島ありますよね。そのうち、小豆島、沖之島、直島、大島っていうのはそれぞれ、当初から離島振興法指定離島であったわけではなくて、直島本島は 2000 年、小豆島、沖之島は 2013 年、それから大島は 2015 年に追加指定されてます。21 世紀に入ってから指定されたこれら 4 島を除くと、香川県下の離島はすべて一部離島という、こういう構造になるんですね。その上で、小豆島は二町により構成されている。ここの二つの町の意見の調整というのが、結構大変なんだろうと思います。

直島は 27 の島でできていますが、町全体はですね、そのうち 3 島に人が住んでいるという状況があります。

大島も一部離島といえ一部離島なんですけど、ここは国立療養所の島であってそれぞれに事情が異なります。

この離島振興法なんですけど、制定当初は典型的なハード法であり、港湾、漁港整備や、道路、水源開発などハード事業に特化した法律として始まっている。そういう中で運用されてきたわけですけども、考え方枠組みとしてはですね、離島振興法指定離島の離島振興計画に基づく計画に対しては、いわゆる国の負担分というのが、非常に割高というか、現場にとっては有利な状況で設定される、公共事業費が安く済むことで浮いたお金を自らの施策を立案し離島の振興に生かすこと、これが目的とされて設けられた枠組みという位置付けがあります。これは離島そのものが自治体である、いわゆる全部離島という状況であれば、これはわかりやすく機能はするんですが、一部離島と言われるところというのは、財布が一体ですので、なかなか離島の公共事業費が割安についたからと言って、別途新たな事業を設けるというこういうかたちに非常になりにくい、反映されにくいということで、当初の離島振興法は一部離島では機能しないということがよく言われてきました。

2003 年の改正以来、ソフト事業であるとか、事業主体の多様化ということで、だいぶ体質ってのは変わってきたなというふうには思うんですけども、今回もですね、事務的な作業であるとはいいいながら、自分の島の計画が知らないところで書かれているという印象は、ちょっと違和感を感じたところがありま

す。というのはですね、計画というのはあるべき目標を掲げて、現状と問題点を分析して、問題を招いた原因を考えて、対策案を講じると。その成果を評価して次の一手につなげるという PDCA サイクルによって機能する。

離島振興法もそうですけれども、それから総合計画が過去においてはあまり機能しなかったって言われた原因の多くは、1 つはですね、原因の 1 つはですね、1 つは、指標がまず設けられてない、第 6 次の計画まで見てみますと、政策目標はあるんですけれども、それからやるべき政策の基本計画まではありますが、じゃあ何を指標にこれを評価するのかっていうのは明示されていない。そうすると、10 年やったけれども、それは効果があったかどうかの評価もできないというこういう状態で、第 7 次ではこれが初めて出てきています。で、それと、そういう意味ではこれからはですね、この PDCA サイクルをまわしていくんだという、こういう話になっていくんだと思うんですが、もう 1 つは、こういう計画を立てるうえでですね、実際に多くはコンサルタント会社に委託されていて、町が自ら書いていないという実態が挙げられるのではないかと思います。今回の総合計画でも SDGs といった壮大な課題も大きく取り上げられています。

そしてですね、着実な推進のためにとって三本柱が上がっていますね。

1 番目に、この PDCA サイクルが挙げられていて、2 番目に全庁体制、全職員の共通の達成目標であると。そして、それを実践するための総合的な戦略的な財政運営、人事配置の指標であるっていうこういう位置付けになっている。

そして、三本柱の 3 番目ですけど、住民との協働連携、これが三本柱として挙げられています。

町の計画ってというのは、町民の計画、町民の生活のための計画そのものから、ある意味、町民・住民というのはこの計画の当事者そのものということになるんですね。現状で言えばですね、やはり計画策定に住民の参画する機会というのは、比較的少ないという状況になっているのではないかと印象はぬぐえません。パブリックコメントってというのがよく行われています。「県計画で離島振興計画ができていますよ」ということで、さっきご説明がありましたけれども、パブリックコメントを香川県の方は実施をしておりますが、担当課に連絡を取って、何件くらいコンタクトがありましたかって言っても、把握していませんというこういう回答であったと。そういう状態。それからですね、このパブリックコメントをインターネット上でやられるのがほとんどですが、実は豊島にはビジョンとプランという構想が昔ありまして、これ平成 4 年、5 年に作ったんですが、構想から 25 年を経て、2017 年、直接自分で調査をしようと思って、25 年経って、同じ設問で住民から聞き取りをやって意識の変化がどれくらいあるかなということをとどめてみたんですけど、その際、スマホ、

タブレット、PCなどのインターネットアクセス可能な端末の所有状況っていうのを聞いてみました。40%強がアクセス可能な端末を持っているということであり、かつ、その人たちに、じゃあ、あなたが実際にインターネットを活用されますか、利用されますかっていうことを聞いてみると、この4割のうち男性で34%、女性で40%程度ってこういう数字だったんですね。そうすると、インターネットにアクセスする人口というのはですね、全体の2割程度になるのかなと、パブコメというような意見を聞いたという事実には違いはないんですけども、現に今回の総合計画を見ても、現状で土庄町ホームページにアクセスしてる実績っていうのは、スマホ専用サイトを含めて累積で年間7000件程度という数字ですね、SNSの公式登録者200人程度に留まってるって、ということからすると、必ずしも実効性の高いものにはなかなかないのかなというふうに思います。

それから、住民参加ということを考えるときには、大きくは2つの課題があるのかなというふうに思ってるんですけど、1つは、町民一人一人にとって自分ごととして認識して、自分の行動規範を獲得できる集団の大きさってのはそんなに大きくはない。一人一人が、町全体のことを一緒に考えてくださいって結構難しい。個人的な話からすれば、私だったら豊島のことを考えるのはかなりリアリティがあって考えられるんですけども、なかなか全体のことということになると、議員ですから仕事上、それは仕事はしていきますけれども、日常生活の中では、一般の住民の人たちのリアリティってのはもっともっと小さな単位に帰属性があると。そういうふうに考えるとこういう総合的な町の計画を考えても、今後本当に住民と協働していくということならば、その地域の単位に細分化した計画、目標値みたいなものを持っていかないと、なかなか実効性があるものにはなりにくいんじゃないかと。

もう1つは、この参加の過程ですけど、現状や課題の掘り起こしそのものからの参加ではないということが、一つ大きな課題なんじゃないかという気がしています。

総合計画、他の計画類もそうですけど、計画策定に利用される統計数字ですね。そのほとんどが農業センサスとか漁業センサスとか経済センサスが利用されます。例えばですね、「あなたの地区に耕作放棄地がどれぐらいありますか」っていうことを問いかけたとすると、多分そこに住んでる人の実感とセンサスの数字ってのは相当違うんだろうと思うんですね。

これ豊島の事例で挙げるとですね、豊島にはその昔、ピーク時には水田が125ヘクタールぐらいありました。畑が130ヘクタールぐらい。そうすると、われわれ住んでるものの感覚からすると200ヘクタール以上の農地がすでに荒廃しています。耕作放棄地ですというこういう解釈になるんですが、センサスで見

ると、確認していませんがおそらく 20 ヘクタールも出てこない。それ何でかっていうと、単純に、農業センサスでいう耕作放棄地っていうのは、過去 5 年間、1 度も作付をしていない土地という概念で整理されるので数字はこういうのが出てくるんですね。でも実際にはですね、そこにどれぐらいの農地があって、どういう時代に、何を理由としてこれは荒廃してきたのかっていうことが、その原因までがたどっていけないとなかなかリアリティーのある政策って出てこないんじゃないかっていうこういう気がします。そうするとですね、なかなか実効性のある対策案にはなりにくいなあ。町民が本当の意味でまちづくりの当事者になる、あるいは計画策定の当事者となるには、そこに住む人達自身がその地域の変化を実感し、その原因をとともに考えて対策を検討するという、プロセスそのものを共有するということが大事なのかなと。今回計画立ちました。コンサルを入れたわけですが。もちろん、これコンサル主導か町主導かよく分かりません。コンサルに委託しても契約の内容はいろいろなので、ただ今回計画の中では確かにワークショップとかやりましたが、今回指標が設けられてるわけですが。そうすると、例えば毎年なるのかどうか分かりませんが、少なくとも 5 年、中間点、基本計画が一旦終わる段階で、じゃあそれはどれぐらい達成されたか、達成されなかったのかみたいなことが再び参加していただいた町民と共有していただけるのか。そういうことが課題になっていくんだろうなと思うんですね。

そういう性質があるということをお前提にですね、総合計画に引き続いてですね、これが義務化されなくなったわけですが、2014 年 11 月、まち・ひと・しごと創生法が制定されて、国の人口ビジョン総合戦略が示されました。

これと同時に町村においても策定が努力義務とされた。

日本は、2008 年に人口減少局面に突入しまして、その中でも東京 1 極集中というのを背景にして、地方の衰退がものすごく激しいと。地方の人口減少回避するために仕事をつくれれば人が集まるという視点のもとで、総合計画と似てはいますけど、人口ビジョンをベースとして、町の総合戦略を立てるということになりました。

地方自治総合研究所の 2017 年の調査では、調査対象の 1342 自治体のうち、実に 80% がコンサルタント会社へと委託をしています。そのうちの 50% 以上が東京に本社を置く会社ということで、東京 1 極集中を防ぐための計画策定ですが、その計画策定が東京 1 極集中しているってのはちょっと皮肉な話なんですけれども、これ別の言い方すると、2 割の自治体はそれでも自分で書けているというこういう実態があるということだと思います。

私の知るところでは 2011 年、人口増加傾向があらわれたということで、話題になった徳島県の神山町では、最初の総合戦略を、町の若手職員有志と町民ら

が集まって研究して自ら書き上げた、こういうところもあります。

当然、住民の問題意識というのは町民、町が抱えてる問題っていうのは、町民の一人一人の意識になっていくわけですが、自分、そして同時に自分の役割を考えることにもなっていく。こういうことが、もちろん一朝一夕でできるわけではありませんけど、町民が自ら取り組んでいるという状態を、町が支援するという信頼関係が長年築かれていたからこそできたことであり、神山の場合でいえばアートインレジデンス、アーティストたちを世界中から招待して、そして一定期間滞在してもらって、そこに住む住民と一緒に一つの作品を残してもらうというこの体験を繰り返している。住民主導で繰り返しているうちに、住民自身が空き家運用のノウハウを身につけていく。これが後のですね、ワークインレジデンスという、今、仕事がなくとも仕事をどこでもできる人がいっぱい出てきていますから、仕事を持って人が移り住んでくれればよいのだと。ワークインレジデンスという取り組みに変わっていく。その延長線上でですね、総合戦略を住民が、町の若手職員とともに描き出すというこういうことになってるわけです。

また 2003 年にですね、ゼロウェイスト宣言というのは、

○議長（濱野良一君）

石井議員、質問をお願いできますか。

○2 番（石井亨君）

そこです、ずっと省略しますね。詰めますね。

言いたいことはいろいろありますけれども、あと、例示をしようと思いましたが私が言いたかったことは何かというと、うまく町民と一緒に学んで成長するという仕掛けがやれたところは結構いろんなことが起こせ始めてるというのが、非常に大きな印象でありまして、総合計画を立てた以上これから先、これをどうやって生かしていくかってのはすごく大変な作業になるんだろうと思ってます。

その意味です、その計画の策定というのは現状の把握、現状の解析、対策とビジョンを明確にするという性質上、そこに住んでる人が自分の地域を理解して、自分の役割を明確にするっていう学びの最大の機会ですから、今後の計画策定にあたって、どういうふうに町民参画を求めていくかなあと。このことについてですね、具体的な提案が今ここで出るとは思っていないけれども、どういう考え方をしているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

石井議員の 3 点目の質問にお答えをいたします。

石井議員、総合計画のお話をいろいろとさせていただきましたが、町が策定するさまざまな計画にいかにより多くの住民の意見を反映させていくかは、住民自治の観点からもまことに重要であると思っております。

総合計画だけではなく、さまざまな計画に住民の参画を求めていくということは、石井議員が今おっしゃられた、身近なものを決めるものについても、住民参画を求めていくことが必要であるというご指摘でございまして、まさにそのとおりだと思います。計画には、大小、あるいは性質の違いもあり、中には、佐伯課長が答弁しましたように、事務遂行上の必要性から策定する計画もございしますが、基本的には、住民の意見を反映させていくことが重要でありますことは、石井議員のおっしゃるとおりであると思っております。

また、策定のみならず、その検証において、PDCA サイクルが機能しなければならぬというのもおっしゃるとおりでございます。

実は、総合計画におきましても、住民に少しでも身近に感じていただくこと、それから検証が実感に伴う検証になりうるかというような点については、苦勞をいたしました。

そこで、第7次計画では、各施策での指標のほかに、10年間の重点目標というものを新たに設定いたしました。抽象的な目標もその中には含まれておりますが、誰にもわかりやすく、実感としてそれを評価できるかどうか、評価してもらえそうな目標を設定し、この重点目標についても検証をしていきたいというふうに考えております。個別のさまざまな計画にそれぞれどのような手法が適するか、または可能であるかは一概には申し上げられませんが、石井議員からのご指摘も重く受けとめて、個別の計画においても、策定における住民参加を学びと理解の機会として捉えていきたいというふうに思います。

なお、参画のきっかけには、町からの呼びかけだけではなく、身近な人からの誘いや口コミというものが極めて有効であり、地域内をつなぐキーパーソンの存在が重要であるとも認識しております。

議員の皆さまにおかれましても、ぜひ町政について、住民の皆さまに正しく伝えていただき、住民参加の推進を後押ししていただければ幸いです。

石井議員のご指摘を踏まえて、共に考え、共に創るまちづくりを推進してまいりますと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

ありがとうございます。

それこそ豊島はあんまり平和ではありませんので、私も自分の役割をわきまえて、努力をしたいと思っておりますが、2点、今の点について2点、1点、計画づく

りもそうなんですけど、当事者として、住民が役割を担って地域づくりに活躍していくという視点の意味での、その当事者が一つというのと、それを実際にやるうえでですね、実は全国の事例を見れば公民館をわりと主体に置いているというケースが結構あるんですね。というのは、自治会とかっていうのはそれぞれの地区に必ずあるもんですけれども、ただ、役員さんみんな任期で変わっていくし、問題意識を持った人ばかりが集まっているわけじゃないので、どうしても長期的なミッションには、仕組み自体がなかなかそぐわないので、そうじゃなくて公民館の専門部会に、ミッション系、長期的なミッション系の課題の役割はそっちに負ってもらうというやり方をしているところがそれなりにあります。

そういう、それもただ現状から言えば、わが町で言えば、財政的にもあんまり潤沢ではない。どちらかというと硬直気味ですし、それからもう一つは人材という面でもかなり削減がちょっと過ぎたかなあというのが、ちょっと硬直しているところがあって、どこから始めればいいのか、下手をすればやっぱり交付金を受けるあるいは補助金を受けるための計画に陥って、日々の業務はというと、そもそもの既存の法的なルールに則ったルーチン業務に追われて精一杯という状況になりがちで、なかなかこう脱皮するというのは難しいんだと思いますけれども、それを意識しながらですね、一緒に勉強させていただけたらというふうに思います。

それから合わせてもう1点、お伺いしたいんですけど、実はありがたい話ではあるんですが、豊島でですね、今年6名赤ちゃんが生まれていまして、ひょっとしたら来年保育園に入りたくても入れないかもしれないという状況になっています。

町内には、3園ほど民間の保育園がありますが、豊島の場合は1カ所だけで、民間への委託というこういうかたちになってる。これが小豆島だったら、余裕のあるところへちょっと遠くても通えば何とかなるんですけども、豊島ではその選択肢がありません。委託している側、されている側というこういう状況なんですけれども、こういう状況についてですね、こういう島ではサービスの提供に対する柔軟性が非常に弱いわけですよ。その点について、委託者として町の考え方、基本的な考え方だけお聞かせいただいたらと思います。これが最後の質問になります。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

石井議員のご質問にお答えいたします。

豊島での保育環境につきましては、平成元年に社会福祉法人イエス団が、定

員 30 名で瞳保育所を家浦に開所いたしました。瞳保育所へは、開所当初から運営委託を行っておりまして、その後、平成 31 年 2 月に現在の豊島小中学校に隣接した新施設へ移転をしております。新施設は、平成 30 年度に土庄町が建設し、公設民営方式で運営を行っております。施設の定員につきましては、平成 26 年の保育所年度別定員・入所児童数推計に基づいて 30 名から 20 名に変更をいたしました。

現在、瞳保育所には 14 名が在所しており、所長のほか 3 名の保育士により、保育を行っております。お尋ねの入所児童の変動への対応としましては、もし入所希望者が増加すれば保育士の確保が必要であり、できましたら豊島在住の方が望ましいと思っておりますが、人材が見つからない場合には、町からの支援を含め、検討する必要があると考えております。また、入所児童が減少した場合も、しばらくは現状の職員体制で動向を見守るなど、可能な限り、柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

2 番 石井亨君。

○2 番（石井亨君）

ありがとうございました。

島に移り住んできた若い人たちの間で、ちょっと不安が広がってしまして、今の答弁の限度を超えない範囲で説明をしてまいりたいと思います。

子育てができる環境ってやっぱり島に移り住んでもらえるかどうかの最大の課題になりますので、どうぞよろしく願いいたします。では、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。休憩時間は 10 分といたしまして、再開を 14 時 30 分からとさせていただきます。よろしく願いいたします。

休 憩 午後 2 時 18 分

再 開 午後 2 時 30 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

5番 小川務君。

○5番（小川務君）

こんにちは。議長の許可をいただきまして、小川務が9月の定例会の一般質問をさせていただきます。

今回は、土庄町の観光振興についてお聞きしたいと思います。

ご承知のとおり、2025年4月から10月にかけて大阪市此花区夢の島にて、いのち輝く未来社会のデザインをテーマに日本国際博覧会、いわゆる大阪・関西万博が開催されます。

世界153カ国が参加。予想来場者数は2220万人、海外からは350万人が訪れると予想され、経済波及効果は2兆円とされています。

海外パビリオンの建設準備の遅れ、資材高騰に伴う会場建設費の上振れ、人手不足など、さまざまな課題がありますが、政府与党は、予定通りの開催に向け準備を進めているところであります。

本町におきましても、今年2月に、万博を見据えた連携協定を高松市と神戸市、そして小豆島町と結んでおり、観光誘客の促進に向けた準備を進めていることと思います。

また、香川県においては7月に第1回香川県大阪・関西万博推進本部を開催しました。

そこでお伺いいたします。

関西万博を見据えた観光客の誘客について、これまでどのような取り組みを展開し、今後どのようにして、国内外の誘客につなげていくのかを具体的にお示しいただければと思います。

また、連携協定を結んだ 2 市 1 町、とりわけ隣町の小豆島町とは具体的にどのような協力を行う考えでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは大阪・関西万博の窓口の課として、答弁させていただきます。

小川議員のご質問にお答えいたします。

2025 年 4 月から 10 月にかけて開催される大阪・関西万博に向けて、香川県は、先日 9 月 6 日に第 1 回香川県大阪・関西万博推進協議会を開催し、知事を会長とする 27 名のメンバーの組織を立ち上げました。自治体からは、市長会会長の三豊市長と町村会会長の宇多津町長が参加しています。

一方、現在、大阪・関西万博で予定されている 9 つの参加メニューのうち、都道府県が主体となり市町村が共同参加する 2 つのメニュー、「自治体催事」と「テーマウィーク」につきましては、県内各市町の政策担当者を窓口として、参加に向けた情報共有を行っているところでございます。参加主体となる県は、6 月末に企画案を日本国際博覧会協会へ提出し、現在、同協会において、全国の出店状況等の調整が進められていると伺っております。参加した場合の県内市町の関わり方につきましては、現状ではまだ未定であり、具体的な取り組みは決定しておりません。

なお、小豆島での 2025 年に向けての誘客につきましても、今後、具体化されていく県の取り組み等も踏まえながら、協定を結んでいる広域の自治体や小豆島町との連携を密にしながら、本町としましても、今から具体策を積極的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5 番（小川務君）

今、課長がおっしゃったように各自治体と情報共有しているということが分かりました。開催まで残り 1 年半となっております。やっぱり県の方が決まらなないと町としたら、ビジョンは決まらないということなのではないでしょうか。これ再度の質問なんですけど、よろしくをお願いします。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

おっしゃるとおり、県のその意向といいますか、考え方というのがやはり優先されまして、それに基づいて、その後小豆島町とどうするか、周りの広域自治体ともそのような流れになっていこうかと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

分かりました。そしたら県の方が決まりましたら、土庄町、小豆島町連携して、誘客につなげていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

今回の万博は、国際博覧会としては初めて「海の万博」と言われております。海を活用した歴史や海ごみの現状、海が開く未来などを学ぶ多面的なアプローチによるプログラムを作成してみたいかでしょうか。

これは大阪・関西万博では、地球環境についての課題を世界で共有する目的の一つとしており、海ごみ拾い、いわゆる SDGs と親和性が高いものだと思いますので、土庄町として、こういった取り組みの一つを考えてみてはいかがでしょうか。

それでは、次の質問に入らせてもらいます。

関西万博と同じ年なんですけども3年に1度の瀬戸内国際芸術祭が開催されます。次回より、さぬき市、東かがわ市、宇多津町も新たに開催地として加わるとのことです。

瀬戸芸と万博の相乗効果を見据えた観光振興、瀬戸芸の開催市町との連携につきまして、お考えをお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

小川議員の質問にお答えいたします。

観光の方からですが、2023年以降、JR高松駅の駅ビルであったり、あるいはサンポート高松に新県立体育館、また、徳島文理大学香川キャンパスも整備される中、2025年には、瀬戸内国際芸術祭2025や、また大阪・関西万博も開催されることが決定しております。

そのような中でですね、2025年を見据えた取り組みということで、いわゆる高付加価値化事業というのが、昨年度に引き続き採択されました。国の補助等を有効に活用しながら、島内宿泊事業者、また観光事業者などの施設改修であったり、あるいは二次交通の実証事業、また、DXを活用した観光振興施策をですね、島内関係者が一丸となりまして、小豆島町とともに、今チーム小豆島として取り組んでいるところであります。

また、今年度から長年の課題でありました観光協会の窓口の一本化が実現しております。

今後の、また観光政策に欠かせない観光ビジョンも、行政の垣根を越えて、小豆島町とともに策定中でありまして、小豆島への観光へのさらなる推進力と

したいというふうに考えているところです。

また、関西方面からの誘客を見据えて、連携協定を締結しております神戸市と高松市、また小豆島町ですね、この3つが連携しまして、2025年に向けた観光施策を今、共同で開発しているところであります。

近年、土庄町はアニメを活用したまちづくりによりまして、いわゆる多くの聖地巡礼のファンでにぎわいを見せております。

また、世界から注目を集めております赤嶽ですね、大部のほうの、クライミングの聖地としても、認知度が格段に向上しております。

また、産学官連携によります食を通じた町の発信も現在積極的に行っており、併せてですね、歴史ある小豆島特産の素麺などの地場製品のPRにも努めているところであります。

こうした地域の強みであったり、特色を生かした取り組みを推進していくとともにですね、新たな観光資源を掘り起こしながら、小豆島町、また他自治体との連携を密にしながら、来たる2025年に向けて取り組んでまいりたいというふうに今考えてるところです。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

施設の改修等、小豆島一体として取り組んでることはよく分かりました。

豊島も今現在、多くの観光客の方、外国人の方も来ていますので、そちらのPRの方もぜひお願いしたいと思います。

関連市町と連携することを図ることはもちろんですが、他の市町と比べて見劣りしない観光振興も求められてます。

先ほど課長がおっしゃいましたように、8月にありました小豆島まつりでは、からかい上手の高木さんファンの方、多く来ていただきました。これは、ほかの自治体にはない小豆島・豊島の大切な財産だと思います。

また、小豆島瀬戸内の景色を楽しみながら、小豆島お遍路88ヶ所めぐりを堪能できるようにPRすることもいいのかなと思います。

今までも、観光振興に力を入れているようですので、ほかの自治体に負けなようにお願いして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、観光客の交通、宿泊対策についてお伺いします。

万博と瀬戸芸で観光客の増加が見込まれることから、宿泊、飲食、交通について十分な受け入れ体制を整えることが求められます。

しかし、土庄町では、ホテルの廃業が相次ぎ、また新規のホテルは建設予定ですが、いつ具体的にオープンするかまだわかりません。また、飲食店も不足しており、現状では不十分だと言わざるをえません。

観光客の受け入れ体制整備に向けて、町のご所見をお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

では、小川議員の２点目のご質問にお答えいたします。

現在、先ほどとちょっと重複しますが、**2025**年を見据えた中で、小豆島では行政の垣根を越えてですね、関係者が一丸となりまして、受け入れ態勢、宿泊施設などを含めますけれども、などの整備に努めておるところであります。宿泊施設、また観光における交通などの整備におきましては、先ほどと重複しますが、いわゆる「高付加価値化事業」の中で、宿泊事業者あるいは観光事業者などの施設の改修を今、やっております。それから、**2**次交通の実証実験もやりますし、**DX**を活用した観光施策というところにも鋭意取り組んでいくということになっております。また、民間事業者においては、電動自転車などの電動モビリティも取り入れるなど、観光客の「足」の確保にも努めているところもあります。

雇用の面につきましては、厚生労働省の補助事業であります「地域雇用活性化推進事業」の採択を受けまして、島内企業と連携しながら、不足する人材確保のために小豆島全域で雇用の底上げを行っているところでもあります。

現在、両町が一緒になって進めております「持続可能な観光推進事業」の目指すべき姿に、いわゆる「旅行者」も「事業者」も「地域住民」も、皆が **WinWin** となる考え方、いわゆる「三方よし」という考え方が掲げられています。これまでも行政だけでなく事業者と、また地域とともに取り組むことで、徐々に意識も醸成されてきている中でありますが、こういった考えが地域全体に広がっていくように、小豆島町とともにですね、本事業を進めていくことが、観光客への「おもてなし」にも繋がっていくと考えております。ひいてはそれが、「持続可能な観光地」、「選ばれる観光地」につながっていくものと考えておりますので、引き続き、ハード・ソフト両面から、来たるべき **2025** 年に向けまして、小豆島町とともにですね、観光客を迎え入れる体制を努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○**5**番（小川務君）

施設の改修等につきましては、補助金が活用して、ホテルも綺麗になったかなと思うんですけども、そこで働く方ですね。そういう方の家ですね、空き家とかがなく今、多くの問題があると思うんですけども、そこで宿泊施設等として空き家の活用が考えられないかなと思っています。その場合に、空き家内

のごみの片付けですね、こういったところが大きなネックとなっています。ホテルのスタッフ不足、また島外から来た外国人の方の借家の不足が、不足している現状があります。自治体によっては、空き家の所有者に廃棄物の処理費用を補助し、空き家バンク等につなげている自治体もあります。近隣では、岡山市が令和5年4月から20万円を上限に処理費用の一部を補助しているようです。このように、土庄町においても、制度を構築し、観光施設、あるいは観光施設等のスタッフの確保に向けた取り組みをする考えはありますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

ありがとうございます。

ご意見確かにごもつもの話もありまして、もう観光というのも最近ですね、いわゆる観光分野だけじゃなくて、その環境の分野もそうですし、一次産業もそうです。

あるいは、空き家というのもすべてがこう関連していきますので、そういった観点のもとにですね、またこういった関係各課と相談しながら、そのごみの処理の問題であったり、あるいは空き家の利用ですか、そういったところを含めてですね、また再度検討させていきたいと思っています。よろしく願います。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

宿泊施設を改善する不足する方法の一つとして、民泊あるいは空き家を綺麗にして、スタッフの方に来ていただく。そして観光客を迎え入れるために、環境づくりが大切かなと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、次の質問です。

新型コロナによる行動制限がなくなり外国から旅行客が増えている一方で、観光地が、旅行客をさばききれないオーバーツーリズムが問題となっています。京都では市民がバスに乗りきれない状態が発生しており、また商店街の錦市場では、ごみのポイ捨て問題となっています。

そこでお尋ねします。

午前中に福本達雄議員の方から一般質問でありましたが、来年の4月改善基準告示の改正により、バスの方に大きな影響を受けると予想されております。

オーバーツーリズムにより、町民の足に影響が出ないよう、小豆島オーリーブバスや各フェリー会社を始めとした交通機関とどのように連携をとっていく考えでしょうか。また、

○議長（濱野良一君）

小川議員、通告にありますか。

○5 番（小川務君）

ありますよ。はい。観光交通のところにあります。具体的に、交通です。交通の部分でやってます。

○議長（濱野良一君）

2 番の観光の、

○5 番（小川務君）

観光交通や宿泊やですね。

○議長（濱野良一君）

観光客の交通方法というところの関連ということで。

○5 番（小川務君）

はい、そうです。観光客が、はい。

○議長（濱野良一君）

はい、続けてください。

○5 番（小川務君）

大丈夫ですか。

○議長（濱野良一君）

はい。

○5 番（小川務君）

観光客の方のオーバーツーリズムにより、住民の生活への影響を最小限に食い止めるため、どのような対策をお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、企画財政課から交通政策の面で答弁させていただきます。

毎年 5 月の連休とかもそうですが、やはりオーリーブバスにとっては、やっぱり臨時便を走らせる場合は多々あるかと思えます。

そういうことは、その都度その都度、考えながらやっております。バス会社の方で考えていただいておりますが、もうそういうふうな先がわかっているものについては、先ほども言いました、地域公共交通協議会の中で、もう議題として挙げてですね、その中でこういう、大体どの程度の観光客が予想されて、どれぐらいの臨時便がとかいうようなところも、あらかじめちょっと検討して、それで進めていきたいと、そのように考えております、以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5 番（小川務君）

瀬戸芸と万博が重なって、住民生活の足に影響が出ないようにご協力願えればなと思いますのでよろしくお願いします。

最後に、万博の教育への活用について質問します。

大阪・関西万博のコンセプトは、「ピープルズ リビングラボ、万博を（未来社会の実験場）」と位置付け、AI、キャッシュレス、生体認証システム、多言語システムの実装などが想定されています。

先日、私も神戸国際展示場に足を運び、万博の理事の講演を聞いてまいりました。

実物の1人乗りの空飛ぶ車が展示されていたり、VRで空を飛ぶ車を運転して、大阪市内を飛行してまいりました。

将来、個人が空飛ぶ車を運転することは想像つきませんが、50年前の1970年に開催された万博では、歩く歩道、リニアモーターカーなどが紹介されました。

最先端技術とイノベーションに触れる絶好の機会と考えますが、万博を地域の若者や学生への教育に活用する予定はありますでしょうか。よろしく願います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

教育総務課からは、教育との関連につきまして、お答えをいたします。

大阪・関西万博は150の国、地域と25の国際機関が参加することから、世界中の多様な文化・価値観に触れ、多様性溢れる世界を理解するとともに、日本の魅力を再発見することが可能です。また、生き方や価値観の多様化する国際社会の在り方についても考えることができます。

万博では未来の技術や商品が集まり、生活が便利になる「きっかけ」づくりをしています。万博会場全体が未来社会の実験場となり、空飛ぶクルマをはじめ最先端技術を体験することが可能とのことです。日本館では、SDGsに代表される社会課題を「自分ごと」として認識する契機となるような展示、体験が提供され、万博会場内の生ごみを利用したバイオガス発電、日本の先端的なCO2リサイクル技術等を活用し、日本館で一つの循環を創出、持続可能な社会に向けた来場者の行動変容を促すものになります。

このような世界各国から英知が集結する大阪・関西万博は子どもたちの興味、関心や可能性を伸ばす良い機会であると認識をしております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

課長がおっしゃったように世界を理解する大変すばらしい機会だと思います。過去の実績では、万博で学校教育旅行もあります。修学旅行、校外学習、遠足などもあり、子どもたちにとって、さまざまな文化、価値観に触れることのできる最高の機会になると思いますが、土庄町としては、子どもたちにそういった場を提供するという考えはありますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

教育現場、学校等ときちんと協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

ぜひ、子どもたちに広い視野を持てるような機会の場を与えていただければなと思いますのでよろしくお願ひします。

また、先ほどお話ししましたが今回の万博、海の万博と言われているので、子どもたちと一緒に海の歴史、海ごみ（拾い）をして、環境啓発をしてみたいかがでしょうか。

この大きな潮流に、土庄町が乗り遅れることがないようにぜひ進んでいただきたいなと思います。私からの一般質問は以上となります。ありがとうございます。

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

日本共産党の福本耕太です。早速、質問に入りたいと思います。

まず1つ目は、公共施設の再利用についてであります。

公共性と公平性、地域住民への公開と理解を基礎とするルールづくりを提案したいと思っております。

近年、さまざまな事情からいくつかの公共施設が本来の役割を終えて、空き家になるケースがあります。例えば、統廃合により使われなくなった学校の校舎や、関連の施設、航路の廃止により使用しなくなった待合所、旧土庄庁舎な

どがそれであります。こうしたもとの、安全に再利用が可能な施設は大いに活用していくべきですが、一方で、町民の共有財産でもあることから、行政財産であれ、普通財産であれ、貸し出しを行う際には、一定の基準、ルールに基づいて進められるべきである。わかりやすく言えば、公共施設の再利用に関するルールブックガイドラインを作成する必要があると思います。公共施設の再利用という課題は、ここ近年の課題であります。一方で、ガイドライン、ルールをきちんと作っていかなければ、大きなトラブルにもなりかねません。緊急性もあります。

このトラブルの 1 つは、ゲストハウスや民泊事業が全国に全国的に広がっているもので、迷惑行為や犯罪の発生が各地で報告されています。公共施設の民間利用にあたっては、新しい取り組みだけにしっかりと政策と計画を持った取り組みが必要であります。

もう 1 つは、すでに数年前から公共施設の民間貸し出しが始まっており、その過程で民間事業者と行政、住民の 3 者の間でトラブルが発生しているためです。すでに、わが町でもトラブルが数件起きていますが、こうしたトラブルが起きないようにするためにも、ルールづくりをしっかりと進めていくべきだと思いますが、今、お話した全体として土庄町はどのように考えておられるか、答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、町が所有する公有財産は、地方自治法 238 条において、行政財産と普通財産に分類され、行政財産は、町がその事務または事業を執行するために直接使用することを本来の目的とする庁舎等に代表されるもの、および住民の一般的共同利用に供することをその目的とする道路や学校、公園等を始めとする公の施設であり、普通財産は、直接特定の行政目的のために供されるものではなく、一般私人と同様の立場でこれを保持する財産でございます。

また、地方自治法第 237 条において、普通地方公共団体の財産は、適正な対価なくしてこれを譲渡し、又は貸し付けてはならないとされています。

福本議員のおっしゃる旧庁舎や学校跡地等につきましては、その目的を終えたため、普通財産として総務課が管理しているところでございます。これらの普通財産につきましては、先ほど申し上げたとおり、一般私人と同様の立場でこれを保持しているものですので、原則として、民法その他の私法の適用を受けてその管理および処分が行われるべき性質のものでございます。普通財産はこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与等を行うことができ、町におきまし

ては、「土庄町公有財産管理規則」などにより、管理および処分を行っているところでは、

一方、町が貸し付けを行っております行政財産、具体的には、中央公民館の会議室やフレトピアホール、グラウンドなどの社会教育（体育）施設、また、港務所などの港湾施設などは、それぞれの施設設置条例や管理条例に基づき管理および貸し付けを行っているところでございます。

福本議員が懸念されているゲストハウス等の運営に関しましては、普通財産が活用されることが通常であることから、当事者間でトラブル防止を含む必要事項を盛り込んだ賃貸借契約を締結するのが一般的であり、民法その他私法の適用に基づき対処してまいることになります。

今、おっしゃりました福本議員の一定の基準でございますが、これまで申し上げたとおり、貸付および管理の基準については、行政財産は、地方自治法の下、それぞれの公の施設の設置条例をはじめ、「土庄町公共用財産管理条例」に基づき、運用を行っているところでございます。また、普通財産は、地方自治法の規定のみならず、民法その他私法の適用を受けるとともに、町において定める「土庄町公有財産貸付要綱」等に基づいて運用を行っているものでございます。

普通財産の取り扱いにつきましては、現在、売却においては公募等を行っておりますが、貸し付けについては公募を行っておりません。公平性や透明性の観点からは、貸し付けに際しても公募を行うメリットはあると思われるものの、一方で悪意を持った対抗者の出現などの弊害も考えられますので、他市町等の事例も参考にしながら、ルールづくりについて、どのようなことが可能であるか、研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

普通財産と行政財産の違いを詳しくお話していただきましたけど、実はそれは聞いてないんですけど、普通財産であったとしても、もともと住民の共有の財産ですね、小学校だったりとか、いろんなものを。だから、町の方が管理をしているのは、公共財産であることには違いはありませんので、この普通財産をこれから、民間に貸していったりとか、そうしたことをやっていく上で、トラブルが起きないようにしていくってことで大きな2つの柱があるというふうに私は考えています。

1つはですね、とくに小学校の跡地の利用みたいな、地域住民の憩いの場や公民館としての再利用、公的利用っていうのが、まず最優先されなければならない。これが大きな柱だと思います。7月に行われた、戸形地区におけるサウンデ

イングの調査の説明会、小瀬、千軒、柳、この3件私も全部説明会に参加させていただきました。住民の皆さんからお話聞きましたけども、今、私たちが使っているこの施設ですね、公共施設はもう、「地域で最良のかたちで使ってるんだから、民間に売ってホテルにするとかそういうことはせんとってくれ」という声が90%を超えてたというふうに私はメモをとっております。私がお話したいのは、こういう普通財産になった公共施設も、まず第1は、やっぱり地元の人たちが使っている以上は、そこのけそこのけと言って、地元の人を追い出して民間に売ったり貸したりするんじゃないなくて、地元の人にきちんと引き続き使ってもらおうということの大前提にさせていただきたいという点が1点です。その上でですね、もうここは使わないという地域の人からも「使わへんから何かいい方法ないかな」というような相談があった場合においては、民間企業や個人企業に対して、議長、マスク外していいですかね。

商業施設として貸し出す、また長期にわたっての貸し出し許可を出していく場合もあると思います。これは、それでいいんじゃないかなと思います、現実的にそういう方法をとっていても。その上でですね、非常に大事な個別な貸し出しのルールっていうことを作っていくという点で提案を一つさせていただきたいのが、そのスキームになるんですけども、一つはやっぱり公平性の担保という点です。

貸し出しを求められる事業者に対しては、町は公平性を担保しなければならないと、一定期間の公募期間をきちんと設けることで、早いもの勝ちとかですね。それから、例えば誰か、行政関係者と地縁、血縁やとか知り合いだとか友達とか、こういうですね利害関係などの恣意的な判断が入る余地をなくしていくということが、まず公平性の担保としては、非常に大事なことだというふうに思います。

そして2番目は公共性の優先。これは複数の貸し出し希望者があった場合には、まず公共性が重視されなければならないという点で、老人施設とかですね、児童福祉施設、障がい者の施設などが手を挙げてきた場合、こういう場合については、例えば民泊であるとか、一般の商店であるとか、こういう個人の商業よりも、こういう施設を優先するということを大事にしないといけないと。その上で、一般的な商業施設同士の競合になった場合については、プレゼンを行うとかいうかたちで、もう徹底した公平性を担保していくということが必要であるという点です。

それとですね、3番目については、公共施設を民間や個人事業主に貸し出す場合については、町の行政責任、道義的責任は必ず問われます。ですので、地元はもとより、議会や町民への周知を必ず行ってくださいという点が3点目です。

4点目は、契約違反に対しては、厳格な対応をとということで、施設の利用につ

いて、契約違反を行った場合は、違反がわかった段階ですぐに厳格な対応が必要です。例えば、施設を借りる際に契約書に記した利用目的と異なる使用を行っている場合や、契約以上に町有地を無断で使用し続ける、占拠するなどの契約違反に対しては、厳格な規定を設けて、対応しなければいけないと思います。

こうした今、4点、スキームをお話さしていただきましたけども、この提案に対して、町はどのように受け取ったかをお答え願えたらと思います。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが今、福本議員からご提案のありました4点のスキーム等も参考にさせていただくとともに、他市町の事例等も参考にしながら、今後、そのルールづくりについては、研究をしてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

もうすでに民間への貸し出しとかやってる施設とかもあると思うんですけど、それについても、いろいろなトラブルがある分については、しっかりと行政が間に入って、厳格な規定を処置をしていくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

では、2つ目の質問に入ります。

子育て負担ゼロをまちの目標に据えるべきということで提案させていただきたいと思います。

土庄町は第7次総合計画の20ページ、10年間の重点目標の喫緊の課題というところで、人口減少を食い止めると位置付けています。そのあとに書かれている「人口減少を見据えたまちづくりを進める」という文章が、前文との整合性がとれているかどうかという点は、私は非常に理解に苦しむんですけども、少なくとも前者、人口減少を食い止めるということを真剣に追求して実践しようとするのであれば、今、行政が取り組むべき具体的な目標というのは、子育て負担ゼロのまちということになろうかと私は思います。

親、保護者にとってですね、子どもを産み育てる生活、子育てとは大きな喜びであります。その一方で、同時に親は大きなストレスもかかっています。生命に関わる子どもですね。生命に関わる不安、学校、保育、保育園など、言い出せばきりがありませんけれども、常に、もう親の人生全てがつぎ込まれるぐらい子育てというのは、親に対して負担がかかっています。

子どもを増やす。人口を増やすというのであれば、せめて子育てに係る経済的な負担、経済的な負担から親を開放しなければなりません。これが今、北海道などで行われている子育て負担ゼロの政策の基本理念になります。

人口減少を食い止めるなら、町は一步ずつ、しかし着実にこの政策を実現させていくべきだと私は思います。なかでも、子どもの多い世帯ほど負担が重くなる仕組み、これはいくつかありますけども、これはもう一番に取り除かないといけない。私ずっと言ってきましたけども、と私は思っています。子どもの貧困という言葉が今、ずっと広がっております。どんどん深刻になっております。この子どもの貧困を親の自己責任にしない。そういう政治姿勢を私は町長に強く求めたいと思います。その上で、具体的に 3 点、早急に実施することを提案します。

まず 1 点目は、学校給食の無償化。

そして 2 点目は、国民健康保険税の世帯に対して、満 18 歳まで国保税の均等割を実質的に廃止するための一般会計からの繰り入れ、640 万でしたかね、の金額を繰り入れたら子どもの均等割はゼロにできるとおっしゃってますので、それをやってほしいと思います。

そして 3 番目は、小・中学校の学用品の購入に係る補助を要保護・準要保護世帯だけではなくて、これを一般家庭世帯にも拡大すること。どのぐらい拡大するかっていうのは、その段階的な拡大の順番もあるかもしれませんが、教科書等は無償で配布されてるんですけども、それ以外にもですね、子どもの学用品で買わなければならないもんがね、たくさんあるんです。計算ドリルとか漢字ドリルから始まり、鍵盤ハーモニカとか、大きいものでいうと標準服なども、ランドセルもそうなんですけども、非常にたくさんのものが、お金がかかってきます。これ子どもが多い世帯ほど負担は重くなりますし、なかなか今の時代、使いまわしっていうのもできない状況もなっておりますので、この対策には、一步でも二歩でも早く進めていけるようお願いをしたいというふうに思います。

今、お話しました内容についてですね、町の答弁を求めたいと思います。提案に対しての答弁ですね。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

私、教育総務課の方からは、まず 1 点目の学校給食の無償化、それから 3 点目の小・中学校の副教材等につきまして、こちらにつきましてご説明をいたします。

まず、学校給食の無償化でございますが、6月議会でも答弁をさせていただきましたが、給食費の無償化については、実施をする場合、令和4年度の食材費の支出から計算しますと、毎年5000万円近い支出を続けていく覚悟が必要です。

さらに、食材費の高騰により、給食費だけでは食材費相当分を賄うことができず、昨年度は約200万円の持出しを行っており、本年度は500～600万円程度に膨らむ見込みです。そうした状況ではありますが、給食費の値上げは極力回避し、質・量ともに子どもの健全な発達に資する給食、おいしい給食を今後も提供していきたいと考えております。

香川県では、令和6年1月から、第3子以降の給食費無償化に対して、その2分の1の補助を市町に行う制度が開始されます。こうした動きは歓迎するところですが、少子化は、国を挙げて取り組むべき課題であり、本来であれば、自治体や地域によって不均衡が生じることのないよう、国の責任において給食費の無償化が実現することが望ましく、政府において前向きに検討されることを強く期待しております。

現在は、令和6年1月からの第3子以降の給食費無償化に向け、残りの2分の1の財源や事業の進め方について検討を行い、滞りなく事業が開始できるよう準備をしているところでございます。

続きまして、3点目の学校の副教材、こちらにつきまして質問にお答えいたします。

学校の副教材費の支出に負担を感じる保護者がおられることは、私も認識をしておるところでございます。文部科学省が実施した令和3年度子どもの学習費調査の結果から、公立小学校での学校教育費は、1年間で6万5974円、その中で図書、学用品、実習材料費等が2万4286円との結果が公表されております。町立小学校にも確認いたしました。同程度でありました。比較的金額の高い学用品は、絵の具セット、習字道具、鍵盤ハーモニカ、算数セットなどとなります。

学校教育費につきましては、低所得世帯には就学援助により負担が軽減されております。

また、兄弟・姉妹や親戚などから譲り受ける場合も多々見受けられます。従いまして、一般家庭に一律に購入補助をしていく必要性はそれほど高くはないと考えております。とくに、譲り受けられる学用品は、SDGsの観点からも再利用していただくことが望ましいと思っており、町といたしましては、学校とも協議しつつ、リユースを推進していく取り組みを行っていききたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員の 2 点目、国保税均等割を廃止するという提案でございます。お答えいたします。

昨年 4 月から、国において未就学児に対する均等割の 5 割軽減措置が導入されており、このことにつきましては、これまで町村会等を通じ、国、県等に対し、要望してきた一定の成果が得られたものであると考えております。

一方、福本議員ご提案の満 18 歳までの国保税均等割り廃止につきましては、国の軽減措置の基準を超えて町独自に軽減措置を条例において定めることは、地方税法第 703 条の 5 の規定に反するとの見解が示されております。また、減免措置は、保険者が個々の事情を勘案して行うもので、画一的な基準を設けて減免を行うことは好ましくないものと考えられております。

現在、国保都道府県化によりまして、香川県を中心として、将来的な県内の保険料率統一化に向けた協議を行っております。県内統一に向けましては、減免措置を含めた各市町の算定方法を合わせていく必要があります。統一に向けた保険料の算定方法の見直しが必要なことから、今後は減免措置につきましても調整が必要となってまいります。

このような中、18 歳までの被保険者に対しましては、引き続き、国の基準において更なる軽減措置の拡充を求めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

給食費を無料にするのに 5000 万円のかかると、覚悟が必要だという話でしたね。あのね、第 7 次総合計画の中でね、喫緊の課題で人口減少を食い止めるって書いてるんですよ。覚悟がいるんですよ。本気でやるんだったら本気の覚悟がいるんです。私はその覚悟っていうのが、具体的にこれをやっていくことが、覚悟だと思います。さっき、石井議員の中で、「具体的にどうするんですか」と、「計画は立てましたけども、計画倒れにならないように」という質問がありましたけども、私は常に議会で具体的な提案を行って来ますけども、具体的な提案をやろうと思ったら予算を伴うのは当然の話で、やっぱり覚悟を持って、その決めた目標に向かって進めていかなければ実現はできないと、この第 7 次総合計画実現するんであれば、人口減少を食い止めるであれば、こうしたことについては一定の覚悟が私は必要じゃないかなと思います。それと、学校給食についてそれから、そうです。学校の備品のリサイクルの取り組み、これはね、リサイクルという取り組みは、ぜひやってほしいと思います。具体的にいろいろ。お友達同士とかスポーツ少年団同士とかではやってるんですよ。でも、そ

のつながりのない家庭については、このリユースの取り組みってほんまに手が届かないんですね。これ大事な点ではあるんですけど、ただですね、いえる点は、例えば鍵盤ハーモニカ、リユースできますかって言われたときに、私は嫌です。知らない人が吹いた鍵盤ハーモニカ、いくらホースを変えても中には唾入ってるんですよ。これは、それぞれの感覚がありますから、「いいですよ」と、「そういうリユースできますよ」っていう人もあれば、「そうじゃないですよ」と、「僕だったら体操服とか、制服とかやったら全然いいです」っていう人もいるでしょう。そういうことを考えていったら、もちろんリユースっていうのはすごく大事ですけど、SDGsの観点から。それをやるなどは言いません。むしろ、やることを進めていくことが大事だと思うんですけども、それ以上ですね、公的な支援っていうのが最も大事だということで、今回この質問を行っております。ぜひ進めていただきたいと思います。

それと、国保税の均等割、子どもの均等割についてですが、個別のに対して補助をするのは好ましくないということを国が言ったんですか。言ってるんですかね。まあ、いいです。ですけどね、普通の社会保険とかやったら、入れば家族の分まで入ってるんですよ。でも、国保に関しては人頭税になってるんです。人が多ければ多いほど世帯の中で、人が多ければ多いほど税金の負担が重くなる仕組みになってるんですよ。これは、つまり子どもが多ければ多いほど税金の負担が重くなる。健康保険料の負担が重くなるっていうことなんです。で、子ども増やさなあかんっていうことを、国も言ってるんで地方自治体もやってるんであれば、やはり子どもの命と健康を守るという、行政が守るという観点から、やはりこの子どもの均等割は、きちんと640万円の補助を入れて、子どもの命と健康を行政が守っていくと、国保世帯のっていう決断をですね、するべきじゃないかなと。この決断はさっきの5000万円に比べたら640万円ですから、そんな覚悟はいらんのちゃうかなと思いますけれども、ぜひ、10分の1の覚悟で乗り越えていただきたいなというふうに思います。

時間もありませんので、3番目の質問に入りたいと思います。

学童保育所について、障害児の預かり、受け入れができる体制の強化をお願いしたいと思います。

現在、土庄町が実施している学童保育所、委託事業で実施してますけども、一定以上の障害のある子どもの預かりが、受け入れができない状態が続いています。その理由は、障害児を受け入れる場合は、生活の補助を行う専属の職員が必要ですけども、その職員の確保ができないという点にあります。一方で、障害児の保護者が共働き就労しようとするれば、勤務時間に子どもを預かってくれる施設は必要になります。障害児の支援施設の場合、就労支援施設ではないので、現状子どもの預かり時間に限界があって、保護者は、勤務を早めて障害児

の支援施設の方に子どもを迎えに行かなければならないという状況になっています。子どもに障害があるということですね、保護者が就労支援を受けられないということは、非常に、早急に解決を図らなければならない問題だと私は思います。方法としては2つあると思います。

1つは、学童保育所に抜本的な体制強化を行う。専属の職員をつけるという、補助を行うということが1つ。

もう1つはですね、本来、就労支援施設ではないんですけど、ないんですけども、発達支援施設に、そこしか今ないから、行けるところがね、学童保育所として預かってもらうとこがないから、その施設に対して、具体的に補助を行って、職員さんを増やすとか、施設と話をさせていただかないといけないんですけども、その2つのうち、どちらかをやるかたちで、障害のある子どもさんの保護者が就労に努められるように就労支援機能を確保していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

土庄町内にある社会福祉法人「ひまわり福祉会」につきましては、障害児の支援施設である放課後等デイサービス事業を行っております。同法人に現状を確認し、相談したところ、人員確保がとても大きな問題となっており、現状では、学校の長期休み中の預かりや、預かり時間の延長は難しいということでございました。

また、小豆島町にあります特定非営利活動法人 SEEDS OF HOPE（シーズオブホープ）が運営いたします放課後等デイサービス施設「アースハーモニー」におきましては、サービス提供時間が朝の7時30分から18時までとなっております。土庄町の方まで、自宅まで送迎ができるということでございました。

障害児通所受給者証を受給しておればですね、どこの施設でもご利用ができます。施設定員数の関係もありますので、一度ご相談していただければと思っております。

町といたしましては、今後も福祉団体と協議し、対策案を検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

教育総務課では、就労支援施策の一環としまして、公立認定こども園や私立

保育所施設、放課後児童クラブを運営・所管しております。その中で、放課後児童クラブは小学校に就学している子どもで、保護者が就労により、昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において子どもに適切な遊びおよび生活の場を提供し、こどもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的とした事業であります。

土庄放課後児童クラブは、民間の社会福祉法人に委託し、受け入れ日は月曜日から土曜日の6日間、時間は放課後から18時30分まで、また、夏休みなど長期の休みにも対応し、その場合は別料金で、受け入れ時間は7時30分から18時30分までとなっております。

放課後児童クラブでの障害児の受け入れにつきましては、個別にそれぞれの状況が異なることから、委託事業者とも綿密に協議を行い、受け入れの可否を判断させていただくこととなりますので、障害の程度、介助の状況などを、まずにご相談いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

1つは、「アースハーモニー」の方が受け入れをやっていると、送り迎えもできると。なるほど。それはちょっと知らなかった面で、非常に大事な事かなと思います。そういったですね、ことが土庄町の方で、今、アースハーモニーさん送り迎えもするっていう話なんですけど、これずっと続くんかと。ずっと続けていただけるのであれば、土庄の方が預けたいときにも、預けられるんですけど、民間の場合、それが急に変わることがあるんですよ。今の、例えば、せいけんじの学童だったら、土曜日の学童やってるんですけど、土曜日は最初土庄でやってたんですけど、小豆島町の方で一緒にすることになったと、今のようになっていますよ。そういう変更があると、やっぱり就労できなくなったりとかしますんで、そういう変更がないようなかたちで、このアースハーモニーさんがやるのであれば、また、話をしていただけたらと思います。

学童の方ですね、確かに障害の度合いというのはあると思います。それも、重度身体障害者の人とかやったら受け入れができないとか、いうことはあると思うんですけど、中度とか軽度とか、どの程度が中度になるか分からないです。極力ですね、受け入れられる体制を進めていただきたいということで、具体的な話は、また今後でお願いをしていきたいというふうに思います。

4つ目の質問に入りたいと思います。

旧土庄高校のグラウンドの整備についてですけれども、今年の3月議会予算当初予算です、整備予算が可決したというふうに私は認識してらるんでは

れども、半年になるんですが、また工事が始まらないので、工事日程といいますか、がどうなってるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

刈崎第二グラウンド（旧土庄高校グラウンド）の整備につきましては、現在グラウンド整備に伴う測量設計業務の委託を行い、設計を行っております。今年度中に設計業務を完了し、令和 6 年度に工事着手を経て、できる限り早く供用開始を行いたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

すいません、令和 6 年度に工事着工という話なんですけど、工事そのものの予算って今年度の 3 月議会ですでに可決されたと思うんですけど、今、現在測量中で、今、令和 5 年度ですよ。5 年度ですよ。6 年度になるっていうのは、どうしてそうなるんか。

○議長（濱野良一君）

宮原課長。

○生涯学習課長（宮原正行君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

ご承知のように 5 年度の予算は、6 年度の工事に向けた測量設計業務の予算でございます。その意味では予定通り進んでいると考えております。今しばらくお待ちいただければと思います

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

分かりました。よろしく願いいたします。以上で、質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 2 号、議案第 4 号～議案第 11 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 3、議案第 1 号 令和 5 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）につい

て討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第1号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第4、議案第2号 令和5年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第4号 第7次土庄町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第6、議案第5号 土庄町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第7、議案第6号 土庄町入札契約監視委員会設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 8、議案第 7 号 土庄町奨学金条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 9、議案第 8 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 10、議案第 9 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 11、議案第 10 号 汚泥等運搬車の購入について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議案第 11 号 土庄町土地開発公社の解散について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濱野良一君）

日程第 13、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。配布いたしておりますとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和 5 年 9 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後 3 時 35 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱野良一）

同議員（福本達雄）

同議員（岡本真澄）